

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

# 第3次岡谷市地域福祉計画

平成27年度～平成32年度

2015—2020

長野県岡谷市

---





## 『ともに支えあい、健やかに暮らせるまち』をめざして

我が国では、今までにない速さで進む超高齢社会や生活困窮世帯の増加への対応など、これからの社会保障制度の見直しが急務となっています。さらに、これらに伴い、人と地域とのつながりが希薄になるなど、地域社会にも変容がおよび、地域の課題も複雑多様化しています。このような社会環境において、東日本大震災をはじめ、多くの尊い命を奪う災害が各地で相次いで起こっており、これらの災害を教訓に、人と人との絆、人と地域とのつながりについて見つめ直す転機にもなっております。

本市では、第4次岡谷市総合計画に掲げる将来都市像『みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷』をめざし、総合計画の基本目標である「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」に向け、第2次岡谷市地域福祉計画を策定し、「自立した生活を支えあう地域づくり」を基本理念に地域サポートセンターの設置促進や災害時要援護者の避難支援体制づくりなど、地域における支えあいの基盤を整備してまいりました。

第3次となる本計画の策定にあたっては、これまでの地域福祉計画の基本的な考え方は継承してまいりますが、岡谷市の財産である「人」と「地域」による、「互助」や「共助」を掘り起こしての助けあいや支えあいの地域づくりと公的なサービスを両輪とした地域力の醸成を図り、地域福祉の充実を推進するものとしています。

また、本計画は、ここで同時に策定しました第7次岡谷市高齢者福祉計画、第4次岡谷市障がい者福祉計画、第4期岡谷市障がい福祉計画、第3次岡谷市児童育成計画（子ども・子育て支援事業計画）の4計画を包含し、地域福祉を総合的、計画的に推進するものであります。

住み慣れた地域で、だれもが安心して健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、地域福祉の推進に向け、市民の皆さま方のより一層のご理解とご協力、そして地域福祉活動への積極的なご参加を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました岡谷市地域福祉支援会議の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた多くの市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成27年3月

岡谷市長 今井 竜 五

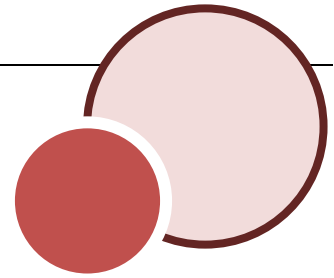




# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 計画の性格と位置づけ .....	2
3. 岡谷市の福祉と個別計画の関係 .....	3
4. 計画の期間 .....	4
5. 岡谷市の福祉の方向 ～ともに支えあい、健やかに暮らせるまち～ .....	4
<b>第2章 基本構想</b> .....	<b>8</b>
1. 基本理念 .....	8
2. 基本目標 .....	8
3. 施策体系 .....	10
<b>第3章 推進する施策</b> .....	<b>11</b>
基本目標1 自立を支える地域づくり .....	11
基本目標2 ともに生きる地域づくり .....	18
基本目標3 福祉の文化の創造 .....	23
<b>第4章 推進体制</b> .....	<b>26</b>
主要施策1 計画推進体制の強化 .....	26
主要施策2 関係団体等との連携と支援 .....	28
主要施策3 男女共同参画の推進 .....	29
<b>資料編</b> .....	<b>30</b>
岡谷市の現状 ー地域福祉関連の統計資料ー .....	30
市民アンケート調査結果（抜粋） .....	37
平成25～26年度 岡谷市の福祉計画策定の経過 .....	57
岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿 .....	58
岡谷市地域福祉支援会議 設置要綱 .....	59





## 1. 計画の趣旨

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化の急速な進行や核家族化による家庭機能の変容、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域における連帯感や支えあい・助けあいの力が弱くなっています。

また、高齢者・障がい者・児童への虐待、孤独死・孤立死、ひきこもり等、周囲からの支援を拒む人への対応や災害における避難行動要支援者<sup>※1</sup>への対応、長引く景気の低迷による生活困窮世帯への対応など、福祉分野に求められるニーズは複雑多岐なものとなっています。

さらに、地方分権の推進により、公的サービスだけでなく、住民の主体的な活動が一層求められており、身近な地域全体で、防犯や防災を含めた地域住民の生活を支援するネットワークの再構築が必要とされています。

社会福祉法第4条<sup>※2</sup>では、社会福祉の理念の一つとして、このような課題の解決に向けた「地域福祉の推進」を定めており、この理念を具現化するための計画を地域福祉計画としています。

第3次となる本計画の策定にあたっては、市民、関係団体からの意見聴取や第2次計画の検証を行い、それらの結果の反映に努め、市民や地域、行政がそれぞれの役割の中で協働しながら、市民が地域で互いに支えあう仕組みを整えることとし、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるまちづくりを進める指針となる基本目標、主要施策、施策の方向を示しています。

---

※1 避難行動要支援者：災害発生時等において、自ら避難することが困難であり避難の確保を図るため特に支援を要する者。従来の災害時要援護者。

※2 社会福祉法第4条：「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」

## 2. 計画の性格と位置づけ

ここで策定する第3次岡谷市地域福祉計画は、『みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷』を将来都市像とする第4次岡谷市総合計画後期基本計画の基本目標の一つに掲げる「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」をめざし、社会福祉法第107条<sup>※1</sup>の規定に基づき、地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する地域福祉に関する総合的な計画となります。

平成27年度は、地域福祉計画のほかに、第7次岡谷市高齢者福祉計画、第4次岡谷市障がい者福祉計画、第4期岡谷市障がい福祉計画、第3次岡谷市児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画が一斉にスタートする年です。これらの計画は、地域福祉計画の個別計画として位置づけられるもので、岡谷市健康増進計画<sup>※2</sup>等とも関連をもちながら岡谷市の福祉を推進するものです。

また、地域福祉は、産業・経済・環境・医療・教育等あらゆる分野に関係の深いものであることから、行政の他分野の計画や岡谷市社会福祉協議会、諏訪広域連合等の関係機関との連携のもとに推進していくこととします。

地域福祉計画は、地域福祉活動や健康づくりの推進主体である地域住民、地域の保健医療・福祉団体、ボランティア、事業者、市民活動団体等の取り組みの指針となるものです。

---

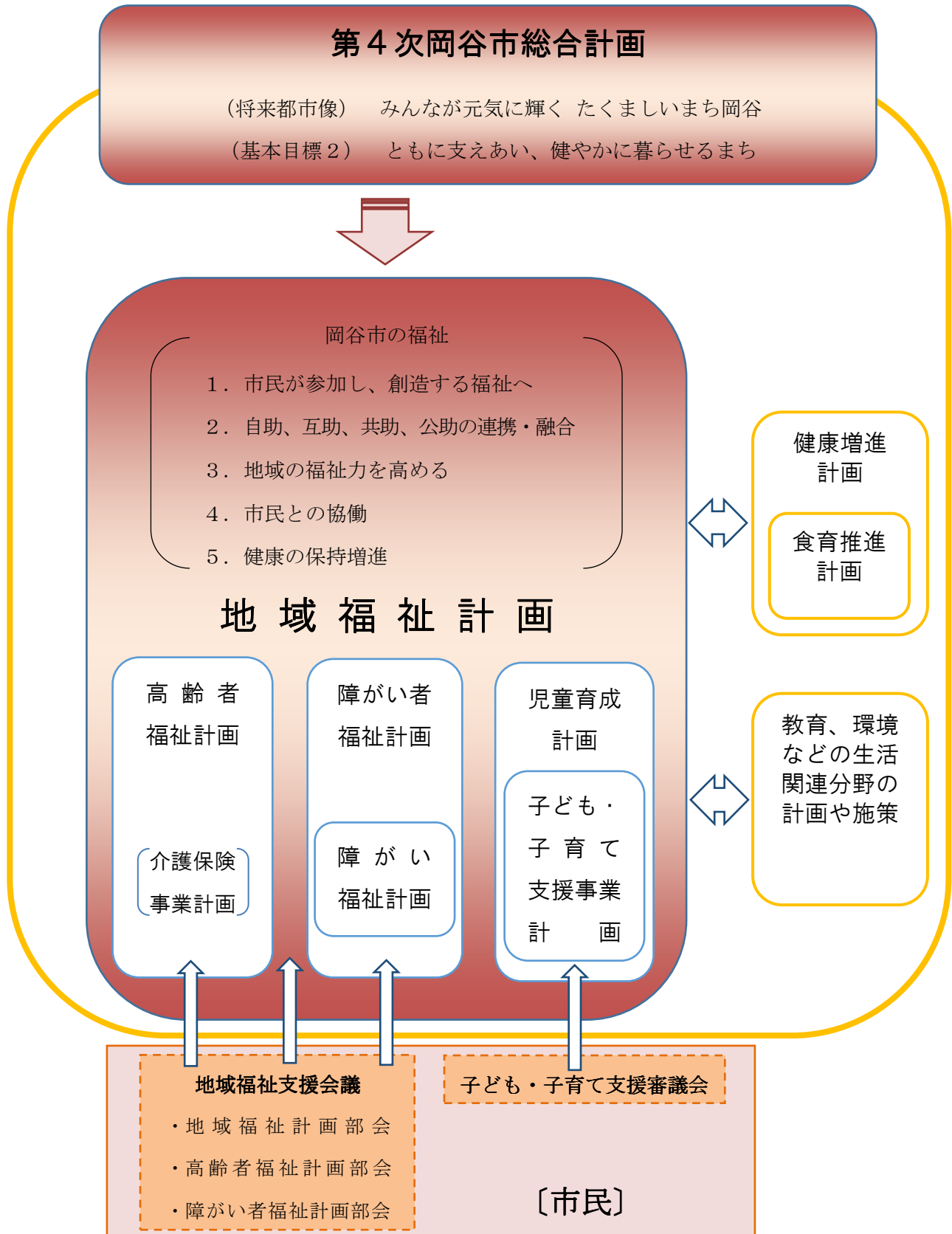
<sup>※1</sup>社会福祉法第107条：「市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、…（以下省略）」

<sup>※2</sup>岡谷市健康増進計画：健康増進と食育に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な内容を定めた5ヶ年の計画。現行計画第2次の計画期間は、平成25年度から平成29年度。



### 3. 岡谷市の福祉と個別計画の関係

岡谷市の福祉については、各分野で策定された個別計画により成り立ちますが、図で示すと、以下のようになります。



## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までの6年間とします。

## 5. 岡谷市の福祉の方向 ～ともに支えあい、健やかに暮らせるまち～

### （1）現状と課題

近年の福祉サービスは、介護保険制度や障害者自立支援制度の導入等により、措置から契約へと、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等が図られた取り組みがされてきました。こうした動きを受け本市では、だれもが身近な地域で自立した生活を送るために、市民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる者が連携・融合し、地域の特性を活かした福祉の輪を広げることを念頭に置き、初期及び第2次の「岡谷市地域福祉計画」を策定しました。その他、策定した各種保健福祉に係る個別計画は、すべて「岡谷市地域福祉計画」の理念を踏襲し、本市の福祉の向上に努めてきました。

その後、障がい児を対象に児童福祉法の根拠規定の一本化がされ、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正施行され、また介護保険法が改正されることにより、高齢者や障がい者（児）等の自立を地域で支えながら、だれもが地域で安心して暮らせる共生社会を実現していくことがさらに求められているところです。

全国的に少子高齢化が進み、低迷する経済情勢から生活困窮世帯が増加している今、岡谷市においても、高齢化率が30%を超え、生活保護世帯は4.5%（パーミル）<sup>※1</sup>まで上昇しています。その他、要介護認定者や障害者手帳所持者、ひとり親世帯、生活習慣病の受療者等も年々増加傾向にあり、生活上の支援を必要とする人たちはますます増加しています。中でも、精神障害者保健福祉手帳所持者や精神疾患による自立支援医療（精神通院医療）<sup>※2</sup>受給者は大幅に増加しており、現代の社会を象徴するものとなっています。

※1 %（パーミル）：1000分の1を1とする単位。千分率。1‰=1/1000=0.1%

※2 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患（てんかん含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度。

また、生活不安やストレスの増大は、自殺、虐待、孤独死・孤立死、DV、ひきこもりなどにつながることから、社会問題としても取り上げられており、その解決は地域にとって大きな課題となっています。

本市では、平成15年度より地域福祉計画に沿って、地域福祉の拠点となる地域サポートセンターの設置促進を図ってきましたが、今後は、地域サポートセンターの安定した運営を継続するためのコーディネーター的人材育成の必要性が高まっています。

なお、東日本大震災をはじめ、大きな被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、いざというときに支えあい、助けあえる地域づくりが求められています。国は、要配慮者<sup>※1</sup>（要援護者）の把握から避難行動要支援者名簿を作成すること、さらにその名簿の活用による実効性のある避難支援につなげることを市町村の取り組みと位置づけ、災害対策基本法の改正に伴い明確化しています。

私たち岡谷市民は、平成18年7月の豪雨災害の経験により、地域コミュニティの大切さを強く感じています。現在、岡谷市地域防災計画<sup>※2</sup>の要配慮者計画<sup>※3</sup>、岡谷市災害時要援護者避難支援プラン<sup>※4</sup>に基づき、地域住民の理解と協力による避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域をはじめ岡谷市全体の安全・安心体制の強化充実に向けた取り組みを進めています。

＊「岡谷市の現状　－　地域福祉関連の統計資料－」30～36頁参照

---

※1 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

※2 岡谷市地域防災計画：市民生活に甚大な被害を及ぼす大規模災害に対処するため、関係機関と住民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策、減災に向けた取り組みを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした、災害対策基本法に基づく計画。

※3 要配慮者計画：災害から要配慮者を守るための防災対策として岡谷市地域防災計画の中に位置する計画。

※4 災害時要援護者避難支援プラン：避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、基本的な考え方や進め方などを明らかにしたもの。避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。平成24年3月策定。

## (2) 第3次計画の方向

これらの状況を踏まえ、第3次となる本計画においても、第2次岡谷市地域福祉計画の基本的な考えを継承しながら、次の5つを基本的な考え方として、岡谷市の福祉を展開します。

### ～ 岡谷市の福祉の基本的な考え方 ～

#### 1. 市民が参加し、創造する福祉へ

岡谷市の福祉は、「すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく自立した生活を送ることができるように、行政と地域が連携して支援すること」を理念として掲げ、「与えられる福祉」から「市民が参加し、創造する福祉」へと転換を図ります。

#### 2. 自助<sup>※1</sup>、互助<sup>※2</sup>、共助<sup>※3</sup>、公助<sup>※4</sup>の連携・融合

市民が参加し創造する福祉へ転換を図るために、市民自らが自立する「自助」、近隣の助けあいなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を活かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携・融合する地域づくりを進めます。

※1自助：他人の力によらず、自らの力だけで課題を解決すること。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。

※2互助：当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手をさしのべること。家族や友人、近所の人たちによる自発的な関わり。「向こう三軒両隣」。

※3共助：地域で組織化されている区や地区の各種団体等による支援。

※4公助：さまざまな公的サービスにより、個人では解決できない生活諸問題に対処する。行政による支援。行政は、市民の自助努力や地域での支えあいができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。

### 3. 地域の福祉力を高める

身近な地域でこそ、的確なニーズの把握や迅速な解決が可能であるという考え方に立ち、各地域が特色をもった「福祉コミュニティ（共同社会）」を形成します。

福祉コミュニティと行政機関が連携を保ちながら協働し、地域により取り込まれる避難行動要支援者への支援体制づくりを柱とした実践活動を通して地域の福祉力を高めていきます。

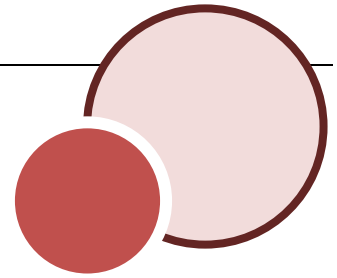
### 4. 市民との協働

行政は、市民が主体的に取り組む地域活動を支援する立場として環境整備に努めるとともに、プライバシーの保護に配慮しながら市の情報の開示を進め、市民との協働をめざします。

### 5. 健康の保持増進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、家族や地域、医療機関、保育園・幼稚園、学校、職場、行政等が一体となって、健康づくり活動を支援することで、市民総参加の福祉のまちづくりに取り組むための土台づくりを進めるとともに、健康を維持するための望ましい食習慣の定着に向けた食育<sup>\*</sup>の推進を図ります。

<sup>\*</sup>食育：生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。



### 1. 基本理念

## 自立した生活を支えあう地域づくり

少子高齢社会の進行や社会構造の変化等が急激に進む中で、日常の暮らしの中には、福祉をはじめとするさまざまな生活課題があります。

これらの課題の解決を図っていくためには、家庭の力や行政の施策に加えて、地域住民や団体等が、それぞれの特性に応じた役割を担いあい、連携・融合して、ともに生き、支えあう地域づくりを進めていく必要があります。

多くの市民や団体等の積極的、自主的な参画により、住み慣れた地域で一人ひとりが尊厳をもち、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、自立を支えあう地域づくりを進めます。

### 2. 基本目標

基本理念の実現をめざして、次の基本目標を掲げ施策を推進します。

#### (1) 自立を支える地域づくり

住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって暮らすためには、多様な福祉サービスを安心して利用できる地域福祉の仕組みが必要となります。

岡谷市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様な福祉サービスの提供と苦情解決や権利擁護等、安心してサービスを受けることのできる制度の充実を、民と公との協働で進めます。

また、福祉サービスに関する情報の提供や相談の体制づくり、保健、福祉、医療等と連携したネットワークづくり等を推進し、自立を支える地域づくりを進めます。

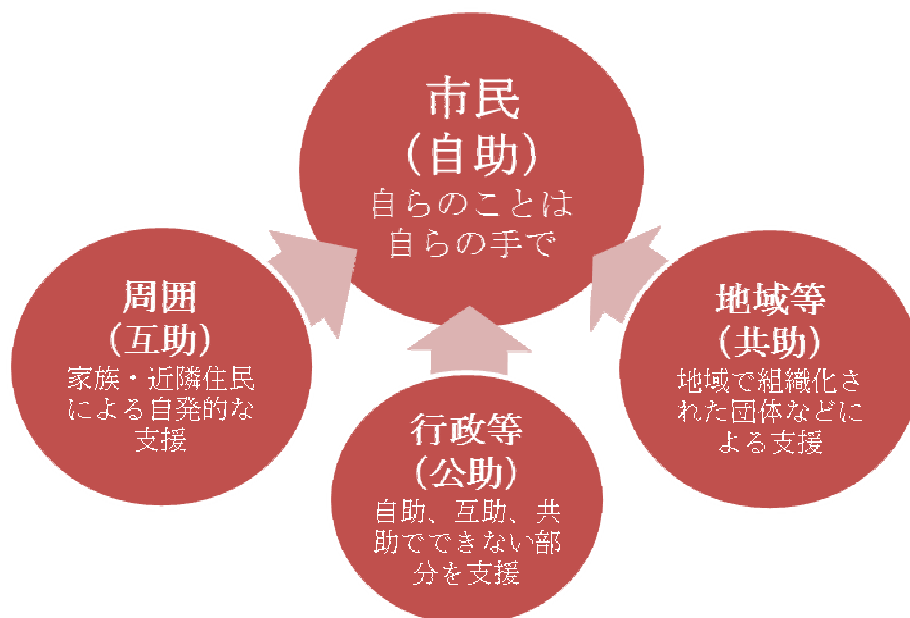
## (2) とともに生きる地域づくり

市民が互いの価値観を認めあい、地域で互いに支えあう安全・安心な暮らしを基本にした地域福祉を推進する組織づくりを進めるとともに、行政や地域住民、ボランティア等と連携・融合して子育て支援や要援護者の見守り等を行う、とともに生きる地域づくりを進めます。

さらに、地域における人材の発掘や育成に努め、地域住民が積極的かつ主体的に活動できる環境づくりを進めます。

こうした取り組みの土台となる「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方について普及に努めます。

また、住み慣れた地域の中で、安心して幸せに暮らすためには、一人ひとりが心身を健やかに保つことが大切です。岡谷市健康増進計画を推進し、生活習慣を改善して健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援していくための環境整備に努めます。



## (3) 福祉の文化の創造

自立した生活を送るため、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の考え方や、ノーマライゼーション<sup>※2</sup>の理念の普及に努め、物にも心にもバリアのないまちづくりを進めます。

また、福祉に関する生涯学習の推進や男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進め、地域福祉に関する考え方の啓発や福祉の心の醸成に努め、福祉の文化の創造に取り組めます。

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

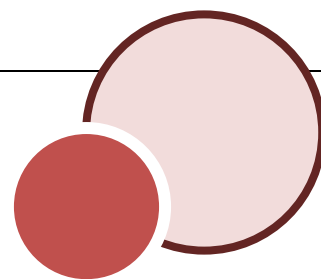
※2 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、とともに生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方。デンマークのバンク・ミケルセン氏が知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念。

### 3. 施策体系

本計画は以下の体系により推進します。

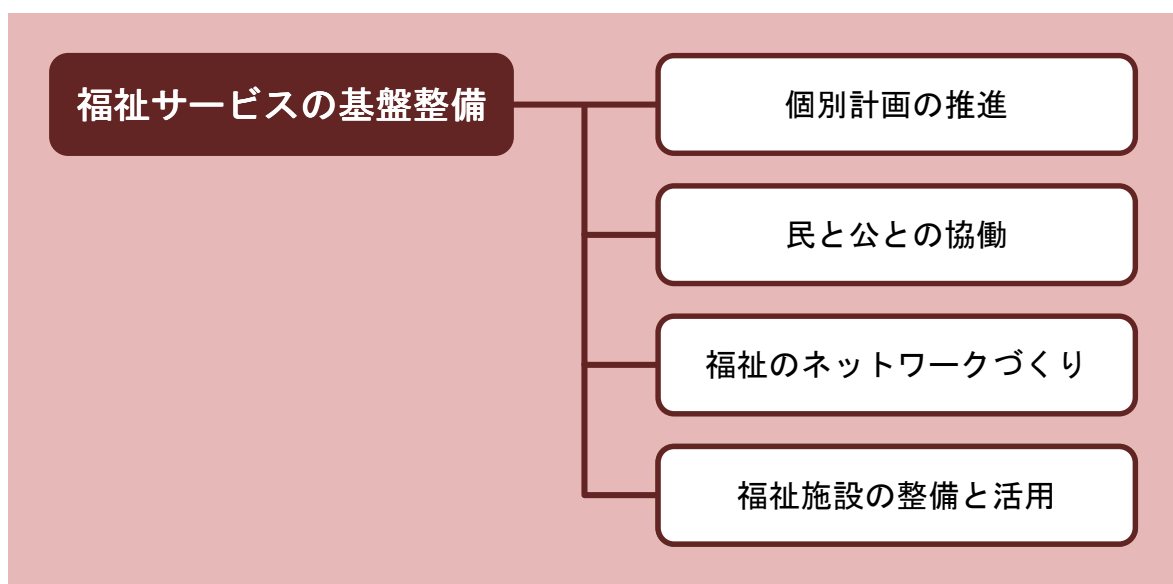






### 基本目標1 自立を支える地域づくり

#### ●主要施策1 福祉サービスの基盤整備



#### ○施策の方向

##### (1) 個別計画の推進

本市では、だれもが地域で自立した生活を送るために、高齢者福祉計画、介護保険事業計画（諏訪広域連合）、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

住民が主体性をもち、個人・世帯・地域といった形で自立度合を高め、できる限り自分たちの力で生活していく力をつける必要があると考えます。

そのため、健康で明るい自分、家族、地域づくりを岡谷市の最優先の目標として取り組み、これらの計画の周知を図り、個別の計画について行政と地域が協働し、市民総参加で計画を実行していくことで、地域での自立を助ける福祉サービス提供のための仕組みづくりに努めます。

## **(2) 民と公との協働**

市民、区、関係機関、団体、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等の地域の構成員と協働することや、ボランティアやNPO法人の育成に対する行政支援を継続強化することにより、多様なサービスの提供やサービスの質の向上、各種情報提供の充実等を図り、地域福祉の一層の推進に努めます。

また、地域福祉の充実には民間事業者との連携も重要であるため、ボランティア協議会への登録などの関わりのもてる関係づくりに努めます。

## **(3) 福祉のネットワークづくり**

地域の中で安心して暮らすために、また、本計画を推進していくうえで、福祉、保健、医療等の分野の連携は欠かせません。

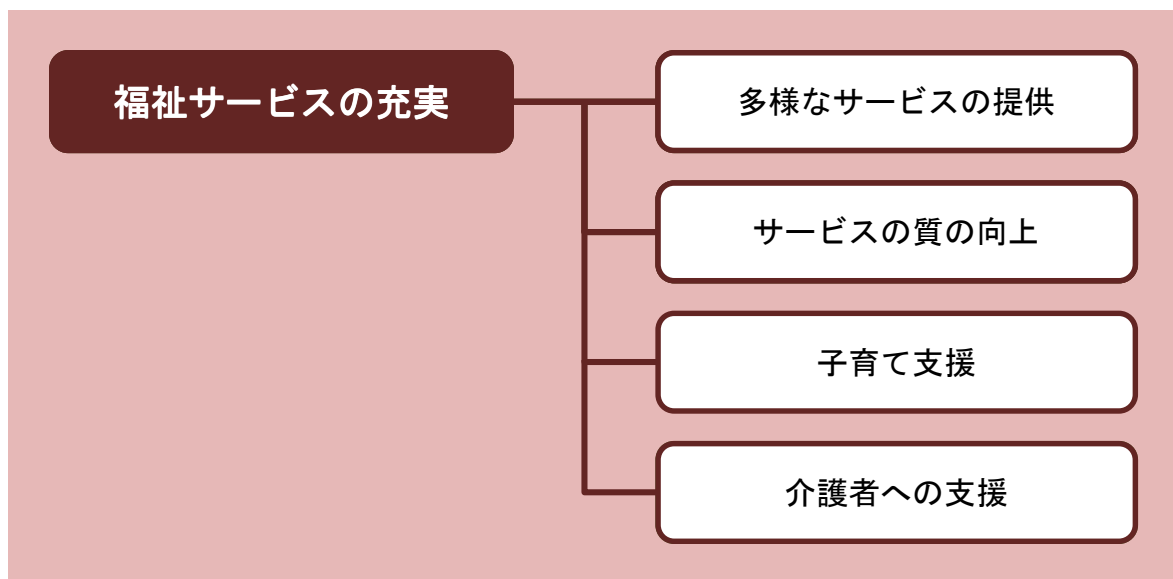
各種関係機関、教育関係者、団体、ボランティア等との連携の強化と、ネットワークづくりを進める人材の育成に努め、子育て支援や高齢者、障がい者等に関する福祉推進のための総合的、有機的な福祉ネットワークづくりをめざします。そして、ネットワークづくりの根幹となる地域サポートセンターの位置づけについて、地域住民に理解される周知や取り組みに努めます。

## **(4) 福祉施設の整備と活用**

地域福祉の一層の推進を図るため、市民の福祉活動や生涯学習活動の拠点施設として整備された「おかや総合福祉センター(諏訪湖ハイツ)」と、市民の健康と憩い、コミュニケーションの場として整備された「岡谷健康福祉施設(ロマネット)」の有効活用に努めます。

各種福祉施設については、関係団体や対象となる方々の意見を取り入れながら、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に施設整備を進めます。

## ●主要施策2 福祉サービスの充実



### ○施策の方向

#### (1) 多様なサービスの提供

子育て支援や高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への公的サービスの充実のほか、民間活力の導入や地域の自主的な活動、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者が提供するインフォーマルサービス<sup>\*</sup>との連携による多様なサービスの提供と、サービスが十分に活用される環境整備に努めます。

#### (2) サービスの質の向上

利用者が安心して福祉サービスの利用ができ、また、地域住民が求めている福祉サービスが適切に提供されるよう、研修会や意見交換、さらに関係機関との日常的な連携を通じ、福祉サービスの提供者や相談窓口となる福祉関係者の資質の向上と、いつでも気軽に利用できるような窓口の雰囲気づくりに努めます。

また、利用者の立場や権利を守るため、相談窓口や苦情解決の体制の充実に努めます。

<sup>\*</sup>インフォーマルサービス：家族・親戚、知人、近隣などの地域社会、ボランティアなどが提供する公的制度に基づかないサービス。

### (3) 子育て支援

子ども・子育ての課題解消を図るため、「子ども・子育て関連3法」<sup>\*</sup>が制定され、平成27年度からは、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」や「地域の子ども・子育て支援の充実」などを柱とした「子ども・子育て支援新制度」が施行されることから、本市でも、この新制度や10年間延長となった「次世代育成支援対策推進法」の目的や意義を踏まえ、子育ての総合的な指針となる「第3次児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策に取り組みます。

### (4) 介護者への支援

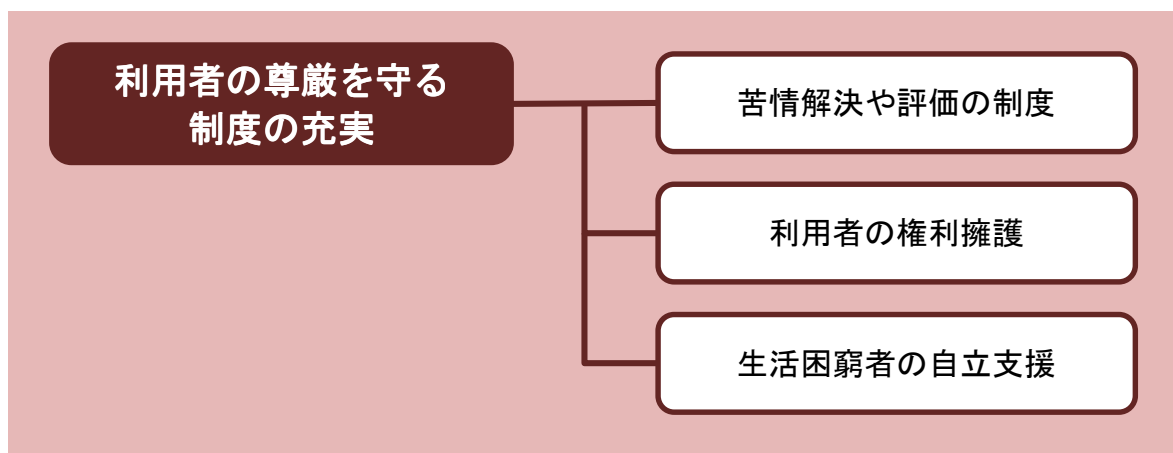
家族の介護をしている人たちの心と体の負担軽減のため、相談や情報交換、リフレッシュのできる場づくり等介護者への支援の充実に努めます。

さらに、健康増進計画を中心に捉え、個人の責任においての健康の保持増進、疾病予防、早期治療などを保健福祉の重要施策とし、要介護者となる対象者の減少に地域をあげて取り組んでいきます。

---

<sup>\*</sup>子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律で構成。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を趣旨とした法律。

## ●主要施策3 利用者の尊厳を守る制度の充実



## ○施策の方向

### (1) 苦情解決や評価の制度

利用者がサービス提供事業者と対等の立場で安心して福祉サービスが利用できるよう、サービス提供者に対して相談窓口の充実と苦情解決の体制づくりを促します。

また、サービス提供事業者自らが行う評価と評価結果の公表を促進するほか、第三者による評価制度づくりに努めます。サービス提供事業者の評価や指導には、広範囲な知識が必要となることから、市の各部署や岡谷市社会福祉協議会、医療機関との連携を深めた取り組みを行います。

### (2) 利用者の権利擁護

サービスを利用する人の権利が擁護され、地域において安心して生活が送れるよう、日常生活の相談援助や財産管理等の支援を行います。支援に伴い、個人情報への扱いも増加するため、個人情報保護に関する管理、指導も強化します。

日常生活自立支援事業<sup>※1</sup>や成年後見制度<sup>※2</sup>等の広報啓発を通じて、正しい理解や適切な利用の促進と定着に努めます。

緊急時、災害時の避難に支援を要する方への支援体制を整備するため、避難行動要支援者からの要援護者登録申請の勧奨に引き続き取り組みます。

<sup>※1</sup> 日常生活自立支援事業：判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な財産管理などを行う事業。

<sup>※2</sup> 成年後見制度：知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力の不十分な方を、法律面や生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度。

### (3) 生活困窮者の自立支援

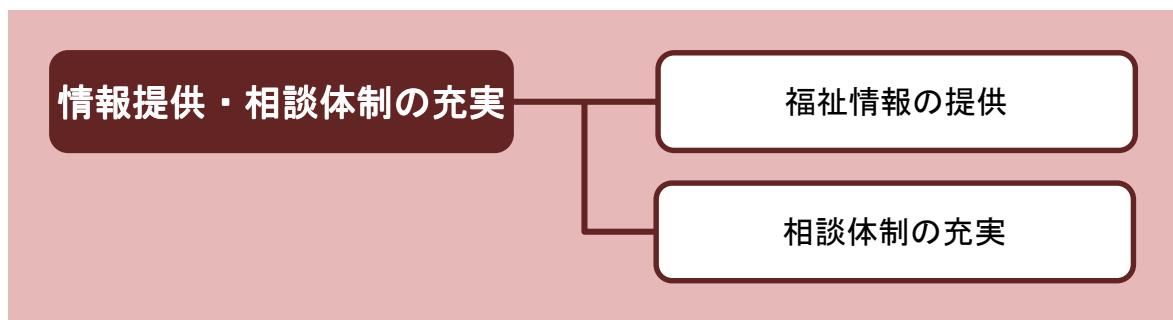
経済的困窮や社会的孤立の状態にある人々が増加する中、早期にその支援を行い、自立の促進を図るための取り組みの強化が求められています。

生活困窮者自立支援事業<sup>※</sup>による包括的・継続的な相談支援の実施、住宅確保給付金の支給などの個々の状況に応じた支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進に努めます。

---

<sup>※</sup>生活困窮者自立支援事業：生活保護に陥る前の段階の自立支援等の強化を図るため、生活困窮者に対して相談事業を実施し、相談内容を踏まえ、本人の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていくもの。

## ●主要施策4 情報提供・相談体制の充実



### ○施策の方向

#### (1) 福祉情報の提供

「福祉ガイドブック」、「広報おかや」、「行政チャンネル(シルキーチャンネル)」、市ホームページ等の各種広報手段を利用し、福祉サービス等の情報を速やかに提供できるよう努めるとともに、福祉ニーズの多様化、情報入手手段の進化・多様化を受けて、情報伝達方法の新しい形を検討します。

また、地域で福祉活動を行っている区、岡谷市社会福祉協議会、ボランティア等の情報提供や情報発信を支援し、地域住民がより多くの福祉サービスを選択できるようにします。

地域住民への危機管理、災害対応に関連した情報の提供についても検討します。

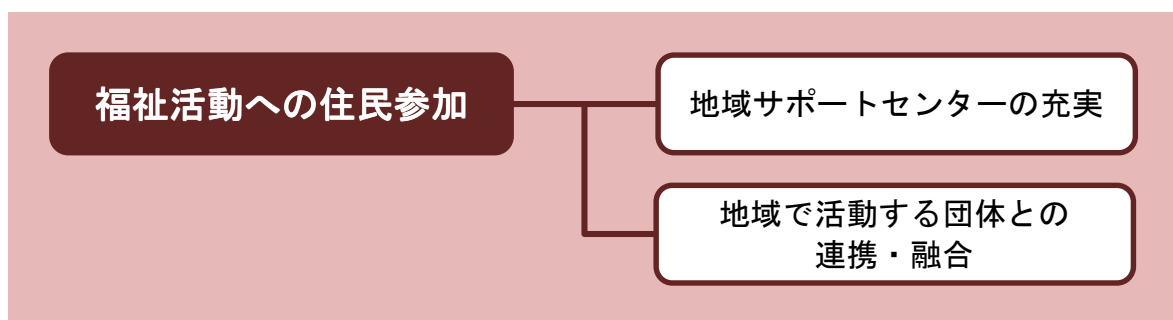
#### (2) 相談体制の充実

日常的な相談から、専門的な指導が必要な相談まで、市民が抱える生活上の問題の解決や市民生活を守る支援ができるよう、関係機関や専門家との連携を強化します。

また、だれもが気兼ねすることなく、いつでも相談ができ、その相談に迅速に対応するため、相談体制の充実を図り、研修や自己研鑽を通じて相談員の専門性の向上を図ります。

## 基本目標2 とともに生きる地域づくり

### ●主要施策1 福祉活動への住民参加



### ○施策の方向

#### (1) 地域サポートセンターの充実

地域サポートセンターは、子育てから高齢者に関する課題まで、地域で抱える多種多様な課題の解決に向け、区を中心とした各種団体やボランティア等が、より一層の連携を深め、地域の人々を巻き込んだ大きな人の輪を広げ、地域の課題解決を図ろうとするものです。

要配慮者（要援護者）支援や子育て支援の風土づくり等、地域で人と人が支えあう心の醸成が求められている中で、福祉の枠にとらわれず、地域の安全・安心等の課題に取り組むとともに地域のための行事や活動等を行う地域コミュニティ活動の拠点として、地域の実情に合った地域サポートセンターの全区への設置促進と充実を図ります。そして、地域サポートセンターの重要性をPRするとともに、各地区の運営方法の情報を共有し、参考とすることで、地域が抱える問題をともに解決していく体制を整えます。

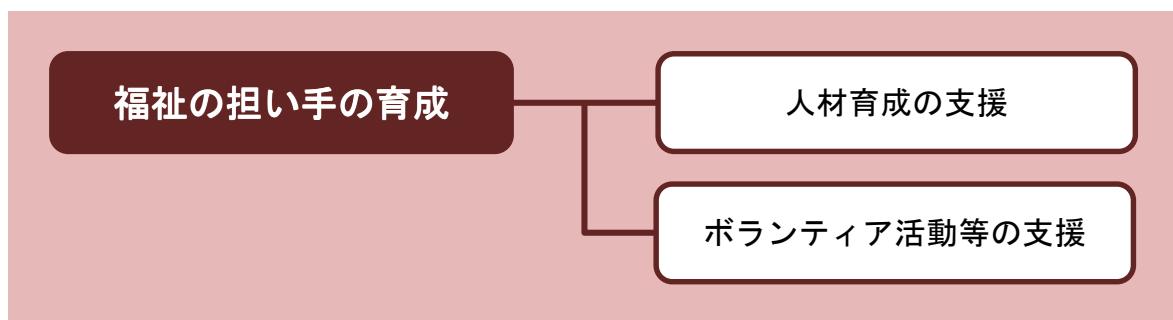
#### (2) 地域で活動する団体との連携・融合

地域の身近な福祉コミュニティ活動を推進するため、各種団体やボランティア等が地域の特性を活かして行う独自の活動を支援するとともに、地域サポートセンター等を通じて、地域で活動する団体等との連携・融合を図ります。

また、これらの地域で活動する団体の協力を得て、地域の子育て支援や要配慮者（要援護者）の見守り体制等の充実、避難行動要支援者の支援体制などの整備に努めます。



## ●主要施策2 福祉の担い手の育成



## ○施策の方向

### (1) 人材育成の支援

地域が主体となり、ボランティア等地域福祉活動を担う人材の確保と育成が行われるよう、各種研修会や各種情報提供等を通じ、人材の発掘や人材育成の支援に努めます。

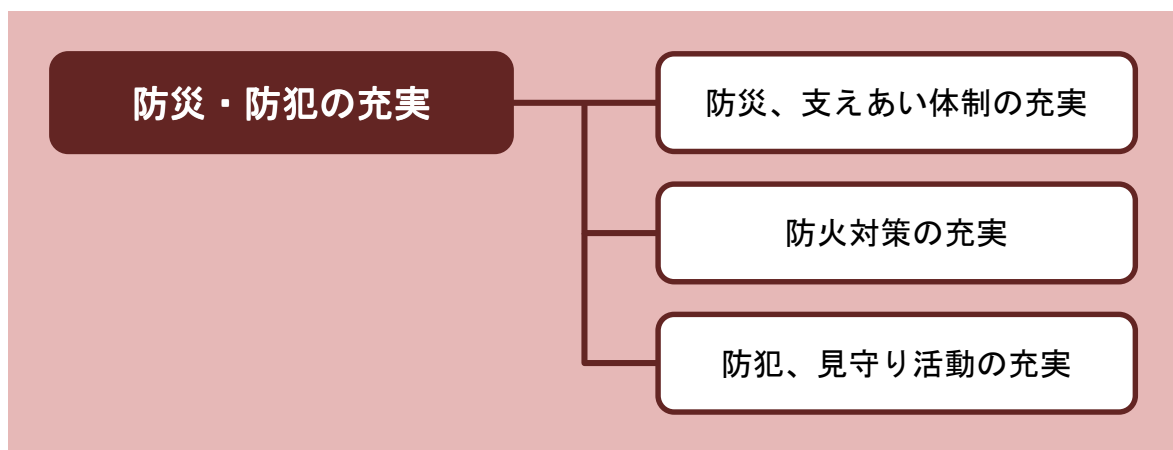
### (2) ボランティア活動等の支援

地域の中での生活上の問題解決には、行政等公的な福祉サービスのほかに、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人等の活動も必要です。ボランティア、NPO法人等の育成、支援に努めるとともに、関係機関や関係者との連携を図りながら、支えあいや助けあいといった福祉の考え方の啓発も行います。

多くの人が活動に参加できるよう、市民に対するボランティア等の活動情報の提供に努め、若者がボランティア等の地域活動に参加できるようなきっかけづくりに積極的に取り組みます。

ボランティアコーディネーターやアドバイザーの養成を図るとともに、ボランティア間の連携強化を支援し、ボランティアの有効活用に努めます。

## ●主要施策3 防災・防犯の充実



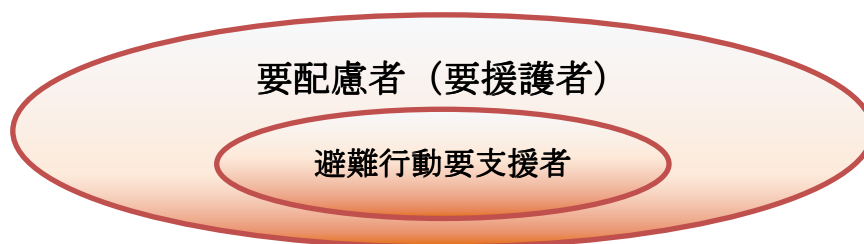
## ○施策の方向

### (1) 防災、支えあい体制の充実

災害時や緊急時に、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者（要援護者）の避難や安否確認が迅速で正確に行えるよう、台帳の整備や支援マップの整備充実を図ります。

また、避難行動要支援者への支援者の設定などの個別計画の作成に向けては、避難支援等関係者\*との連携強化に努め、支えあいや助けあいによる情報伝達体制や避難支援体制の整備を行い、地域をはじめ岡谷市全体の安全・安心体制の強化充実を図ります。

「要配慮者(要援護者)」と「避難行動要支援者」の関係



<参考>第4次岡谷市総合計画 後期基本計画「6-1地域福祉の推進」に示した

「避難行動要支援者への支援体制づくり（個別計画）の作成率」の目標指標

個別計画の作成率	平成30年度の目標値
(個別計画作成者数/避難行動要支援者数)	90.0%

\*避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる地域住民（区、自主防災組織、自治会、民生児童委員、地区社会福祉協議会など）や関係機関（消防、警察など）。

## **(2) 防火対策の充実**

日常の火災予防や南海トラフ地震など大規模災害発生の際の火災による被害を軽減するため、岡谷市消防団、岡谷市防火協会、自主防災組織、婦人防火クラブなどとも協働して、自助、互助、共助、公助による地域ぐるみの防火体制を強化します。

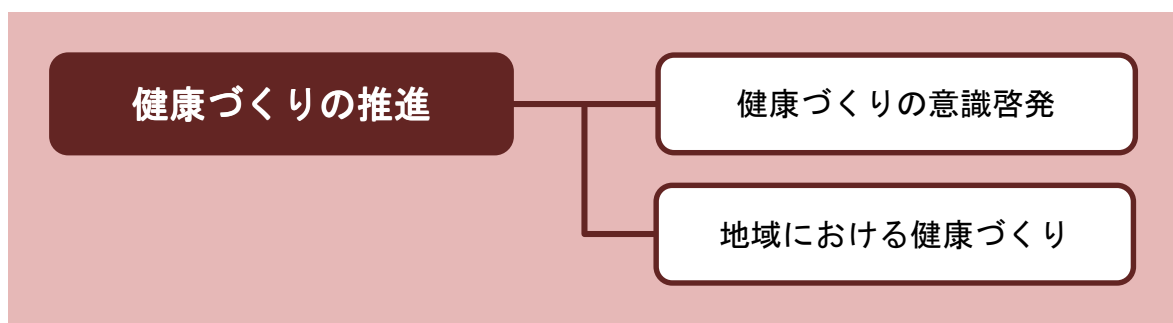
また、緊急時の災害活動を組織的に行うことができるリーダーやコーディネーター等を育成し、火災予防と防火思想の普及啓発に努めます。

## **(3) 防犯、見守り活動の充実**

振り込め詐欺等の日常生活を脅かす犯罪や、消費者被害等に遭わないよう、市民と行政、関係機関との連携強化や情報収集に努め、情報提供や連絡相談体制の充実を図ります。

また、地域の理解と協力を得ながら、子どもたちやひとり暮らし高齢者等の見守り活動をより充実し、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## ●主要施策4 健康づくりの推進



### ○施策の方向

#### (1) 健康づくりの意識啓発

疾病は生活不安、生活困窮の大きな要因となっているとともに、障がいの一因ともなっていることから、疾病の抑制は社会福祉が優先的に取り組むべき大きな課題です。

市民一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深め、生涯にわたり自らの健康状態を意識するとともに、健康の増進に努められるよう、岡谷市健康増進計画に基づき、各種保健事業や広報、イベント活動などを実施し、健康づくりの意識の向上を図ります。

また、乳幼児期から高齢期における食に関する体験を通じ、豊かな心を育むとともに、健康を維持・増進するための望ましい食習慣の定着に向けた食育を推進します。

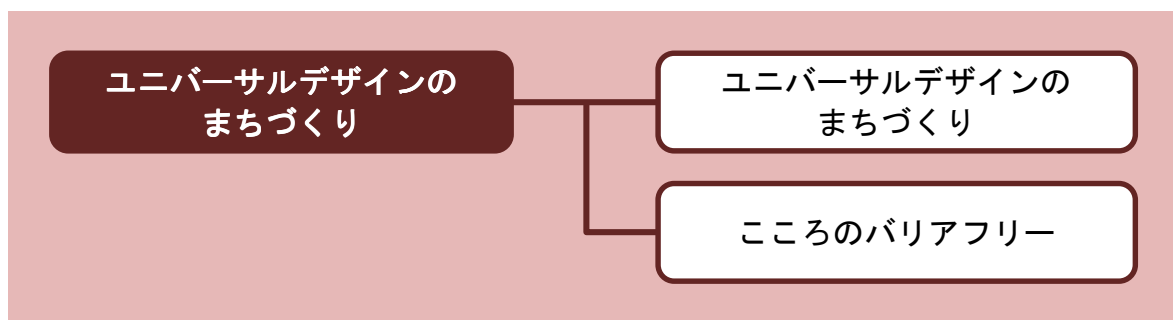
#### (2) 地域における健康づくり

心と身体の健康づくりの基本は自己管理、自己責任ではあるものの、特に子どもや高齢者、障がい者が健康づくりに取り組むためには、家族をはじめ周囲の支援が必要になることから、地域の保健福祉団体、関係機関、スポーツ団体、ボランティア等の協力、連携を図りながら、地域における健康づくり、食育の取り組みを推進します。

特定健診等により把握した、特に生活習慣病のリスクをもった人に対しては、生活習慣を改善するための取り組みをサポートするため、特定保健指導や結果説明会、訪問等個別の対応を行い、個人の状態に応じた支援で、生活習慣病の発症や重度化を予防していきます。

## 基本目標3 福祉の文化の創造

### ●主要施策1 ユニバーサルデザインのまちづくり



### ○施策の方向

#### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るため、地域生活に関連する各分野が一体となって、ユニバーサルデザインの考え方による生活環境の整備等、だれもが暮らしやすいまちづくりの推進に努め、その考え方の普及を図ります。

また、「バリアフリー新法<sup>※1</sup>」、「長野県福祉のまちづくり条例<sup>※2</sup>」、「岡谷市交通バリアフリー基本構想<sup>※3</sup>」等に基づき、行政の横断的な取り組みによる公共施設整備に努めます。

#### (2) こころのバリアフリー

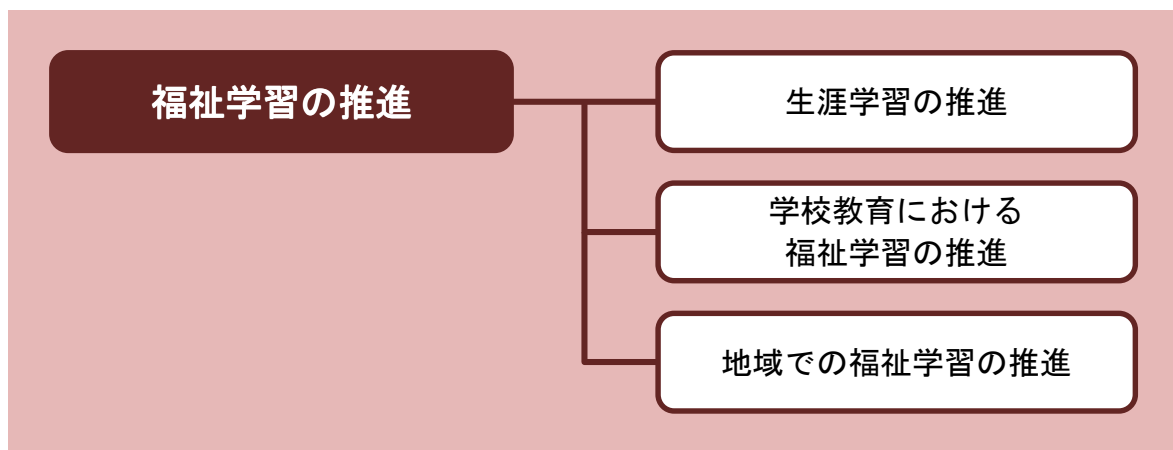
地域のすべての人の人権を尊重する共生社会実現のため、福祉関係と学校教育や地域を含めた子育て支援の分野等が連携し、福祉学習や啓発活動を通じて、ノーマライゼーションの理念の普及に努め、偏見や差別等わけ隔てのない「こころのバリアフリー化」を進めます。

※1 バリアフリー新法：正式な法律名は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、また、バリアフリー化のためのソフト施策の充実も図り、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するための法律。

※2 長野県福祉のまちづくり条例：障がい者などが安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりに関する施策や施設の整備について定めた長野県条例。

※3 岡谷市交通バリアフリー基本構想：交通バリアフリー法（旧法）に基づき、高齢者や身体障がい者などが安心して快適に行動できるように、岡谷駅とその周辺地区においてバリアフリー化の重点化、一体的な推進を図るための構想。

## ●主要施策2 福祉学習の推進



## ○施策の方向

### (1) 生涯学習の推進

健康で生きがいをもって暮らせる地域社会を築くため、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことができる、生涯学習社会の実現が求められています。

「岡谷市生涯学習推進計画※」に基づき、子育て支援、健康づくり、ボランティア、福祉に関する学習等の推進を通じて、福祉文化の創造や地域福祉力の向上に努めます。

また、次代を担う若者が福祉に関心をもつきっかけづくりを行い、ボランティアに参加できるような雰囲気づくりや体験も含めた福祉に関する学習機会の提供と支援を行います。

### (2) 学校教育における福祉学習の推進

生涯学習の基礎となる学校教育では、岡谷市社会福祉協議会との連携により「社会福祉推進校」の指定を行っています。引き続き、総合的な学習の時間や学校行事等を工夫することで、学校の教育活動全体を通じて社会福祉の目的や制度、実態や問題点等についての福祉学習を推進し、福祉の心の醸成を促します。

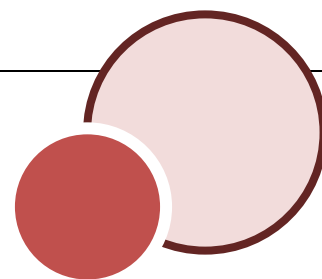
※岡谷市生涯学習推進計画：生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、基本理念、基本目標、主要施策などを定め、長期的な視野に立って取り組むための基本的な計画。5ヶ年計画。現行の第5次計画期間は平成27年度から平成31年度。

### **(3) 地域での福祉学習の推進**

地域において、子どもと高齢者の世代間交流、障がい者と健常者のふれあい、地域子（己）育てミニ集会や生涯学習の出前講座等を通じて、家庭や地域住民の福祉学習を促進し、各種学習の場で学んだことを身近な地域福祉活動で実践できるような環境整備に努めます。

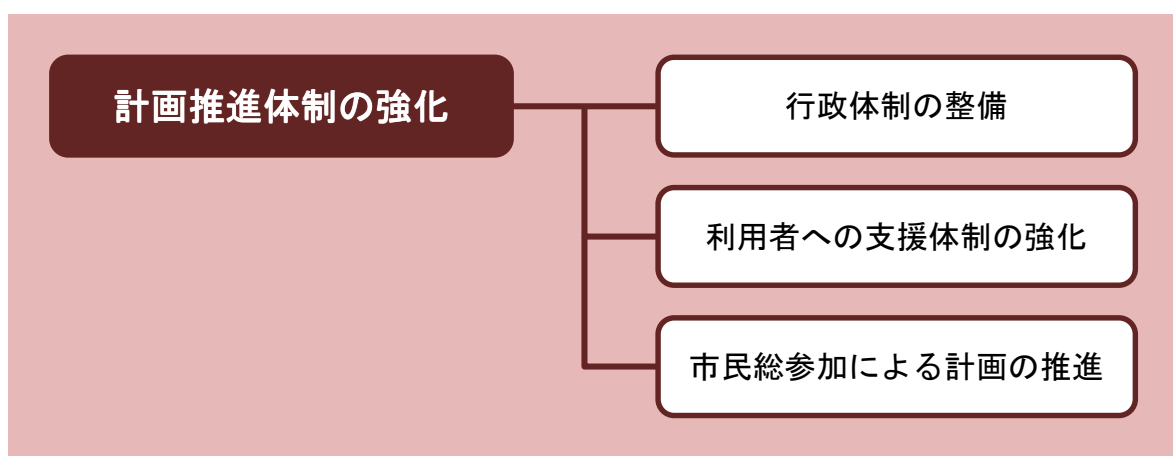
また、地域サポートセンターの組織体系や取り組み状況、事業内容などについて、情報交換できる場を整備していきます。

## 第4章 推進体制



本計画の理念を踏まえ、関係各課、関係機関、関係団体等との密接な連携を図りながら、総合的、効果的な施策の推進を図ります。

### ●主要施策1 計画推進体制の強化



### ○施策の方向

#### (1) 行政体制の整備

地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を図るとともに、保健、医療の分野との連携や生涯学習、男女共同参画社会への視点を加え、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

また、増大する保健福祉等のサービス需要に対応するため、行政運営の効率化を進めるとともに、自主財源の確保、国や県の事業の積極的な導入、サービス受益者の適正な負担等による健全かつ効率的な財政運営に努めます。

さらに、保健福祉施策全般にわたる認識を深めるよう、職員の研修等の充実を図ります。



## **(2) 利用者への支援体制の強化**

市民の求めに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者の地域福祉への参入や協力を促し、計画の推進に努めます。

また、苦情解決や権利擁護の体制を充実し、個人情報に関する管理、指導を強化しながら、利用者本位の福祉サービス提供の推進に努めます。

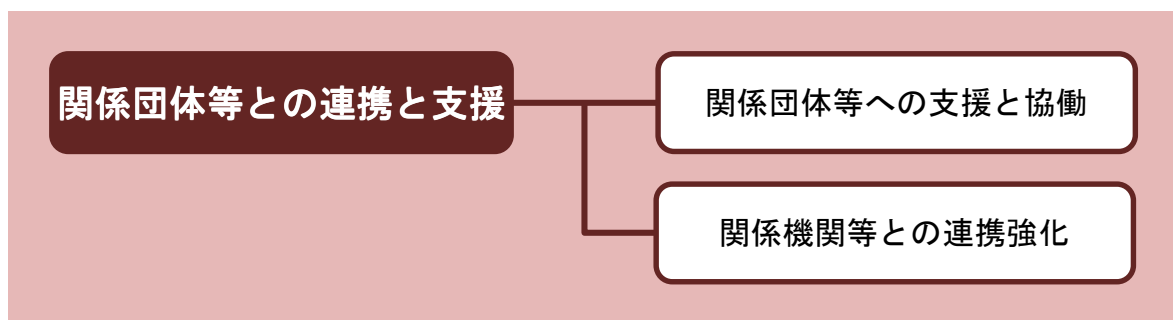
## **(3) 市民総参加による計画の推進**

本計画の推進には、市民、団体、事業者、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人や企業等の理解と協力が必要です。地域で気軽にボランティアとして参加、活動できるような体制づくりの支援やボランティアセンター機能の充実を図りながら、幅広い層からのボランティア参加を促進します。

また、地域の福祉関係者や団体の協力を得ながら、自助、互助、共助、公助の考え方の周知を徹底するとともに、連携・融合を促進して、市民との協働による地域福祉の推進に努めます。

市民の代表や保健・福祉・医療・教育関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、地域福祉をめぐる状況を考察しながら計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

## ●主要施策2 関係団体等との連携と支援



### ○施策の方向

#### (1) 関係団体等への支援と協働

地域福祉推進の中核的な役割を担っている岡谷市社会福祉協議会をはじめ関連団体等の地域福祉活動を支援し、また、協働して地域福祉の推進に努めます。

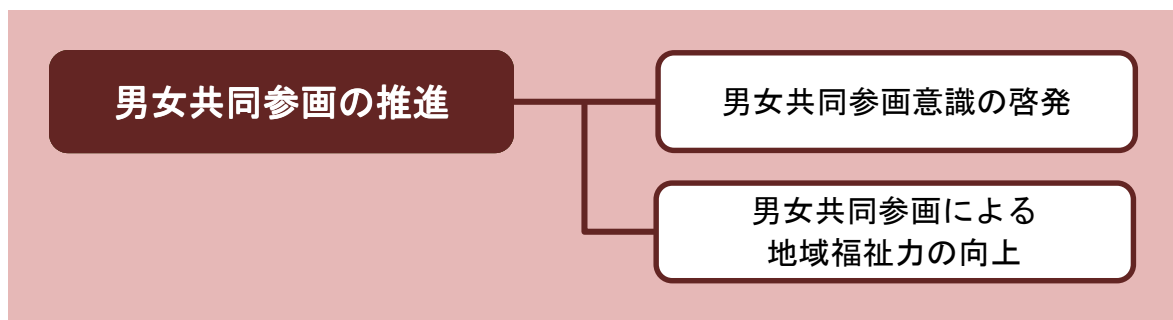
さらに、地域の中で福祉コミュニティ活動を推進している区、地区社会福祉協議会<sup>※</sup>、民生児童委員協議会、各種団体、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人等との連携と支援を図るとともに、これらの団体等で組織する各区の地域サポートセンターの充実を図り、計画の推進に努めます。

#### (2) 関係機関等との連携強化

地域の課題解決のため、医療機関、保健所、学校・保育園、児童相談所、警察、消防、ハローワーク等の関係機関とのより広いネットワークづくりを推進し、情報交換や意見交換等を行うことにより連携の強化に努めます。

<sup>※</sup>地区社会福祉協議会：岡谷市では市内21地区に地区社会福祉協議会（地区社協）が設置されている。地区社協は、役員、ボランティア、福祉推進委員が中心となり、地区民生児童委員、各種福祉団体などの協力を得ながらふれあい、支えあい、助けあい活動など、地域住民参加による福祉活動を積極的に行っている。

## ●主要施策3 男女共同参画の推進



### ○施策の方向

#### (1) 男女共同参画意識の啓発

「育児や介護は女性が行うもの」という固定的な役割分担意識を解消し、性別にかかわらず、自らの意思に基づいて地域活動、子育て、介護等あらゆる分野における男女共同参画社会実現を推進します。また、地域での意識啓発を目的とした講演会、学習会等の学習機会を多く設けることや広報等を活用することで、家庭、地域、職場、学校等において意識啓発を進めます。

#### (2) 男女共同参画による地域福祉力の向上

「男女共同参画おかやプラン<sup>※</sup>」に基づき、行政、地域、福祉関係団体等の連携を図り、学習会を継続的に実施することで、家庭や地域における健康づくりや子育て支援、高齢者・障がい者の自立支援、ボランティア等福祉活動への参加促進等、男女共同参画の推進による地域福祉力の向上を図ります。

<sup>※</sup>男女共同参画おかやプラン:男女共同参画の推進に関する岡谷市の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な内容を定めた5ヵ年の計画。現行計画プランVの計画期間は、平成27年度から平成31年度。

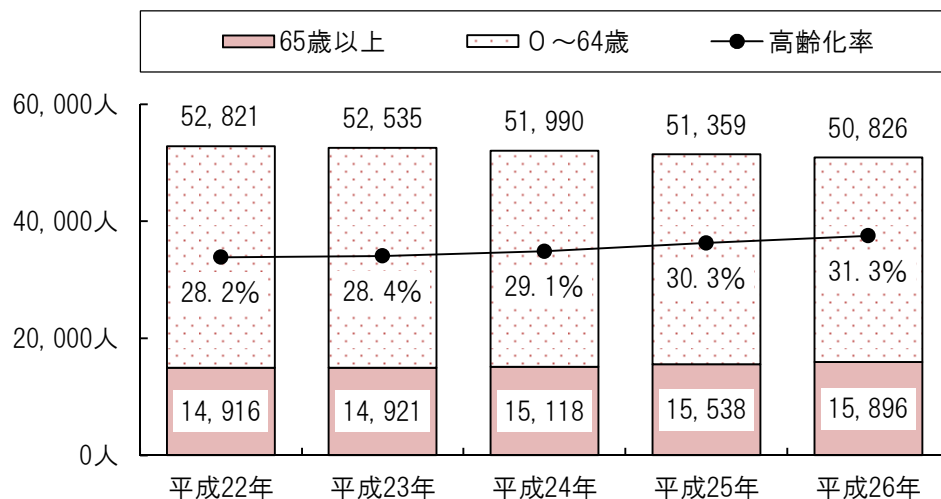
岡谷市の現状 ー地域福祉関連の統計資料ー

1. 人口と高齢化率の推移

長野県の毎月人口異動調査によると、岡谷市の総人口は、平成22年度以降ゆるやかな減少傾向にあり、平成26年度では50,826人となっています。一方、高齢化率（人口に対する65歳以上人口の割合）は増加傾向にあり、平成26年度では31.3%となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	52,821人	52,535人	51,990人	51,359人	50,826人
65歳以上人口	14,916人	14,921人	15,118人	15,538人	15,896人
高齢化率	28.2%	28.4%	29.1%	30.3%	31.3%

資料：長野県人口異動調査より（各年4月1日現在）



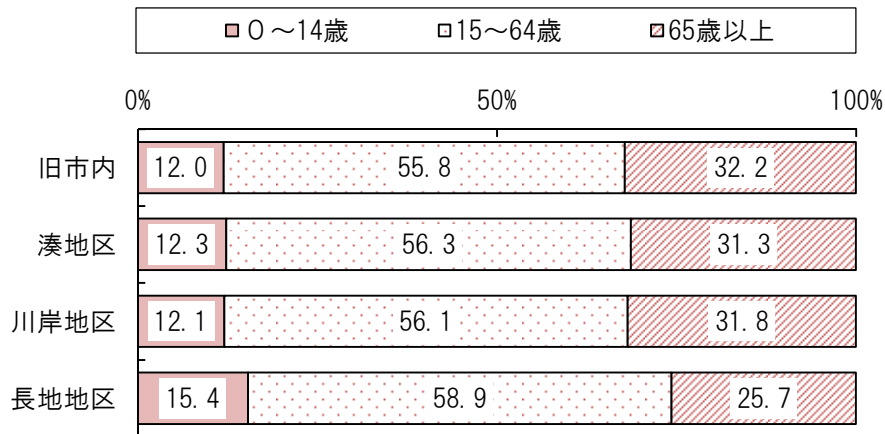
資料：長野県人口異動調査より（各年4月1日現在）

	人口	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	75歳以上率
全国（統計局確定値）	127,136,000人	32,484,000人	25.6%	15,804,000人	12.4%
長野県	2,109,542人	607,440人	28.9%	320,953人	15.3%
諏訪広域	199,438人	59,238人	29.7%	29,959人	15.0%
岡谷市	50,826人	15,896人	31.3%	8,180人	16.1%
諏訪市	49,968人	13,914人	27.9%	6,896人	13.8%
茅野市	55,515人	15,084人	27.3%	7,248人	13.1%
下諏訪町	20,786人	7,242人	34.9%	3,778人	18.2%
富士見町	14,901人	4,802人	32.4%	2,672人	18.1%
原村	7,442人	2,300人	30.9%	1,185人	15.9%

資料：長野県人口異動調査より（平成26年4月1日現在）

## 2. 市内地区別人口割合

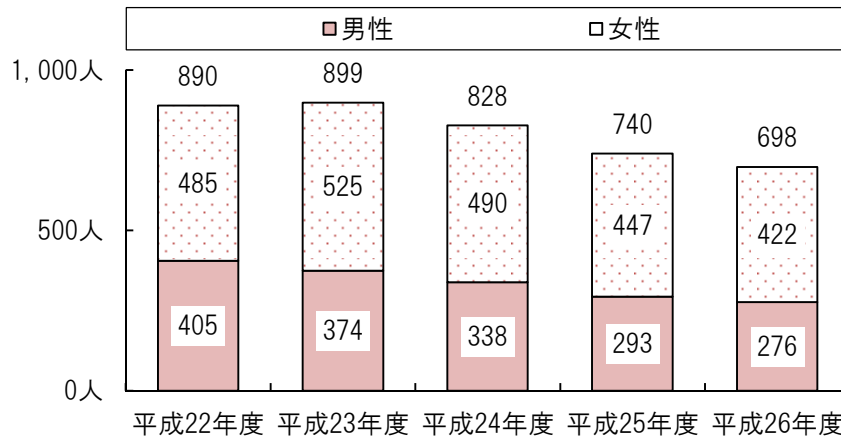
地区別の高齢化率では、長地地区以外のすべての地区で30%を超えています。



資料：住民基本台帳より（平成26年4月1日現在）

## 3. 外国人登録人口の状況

この5年間で192人の減少があり、特に平成24年度以降の減少が著しい状況にあります。



資料：住民基本台帳より（各年4月1日現在）

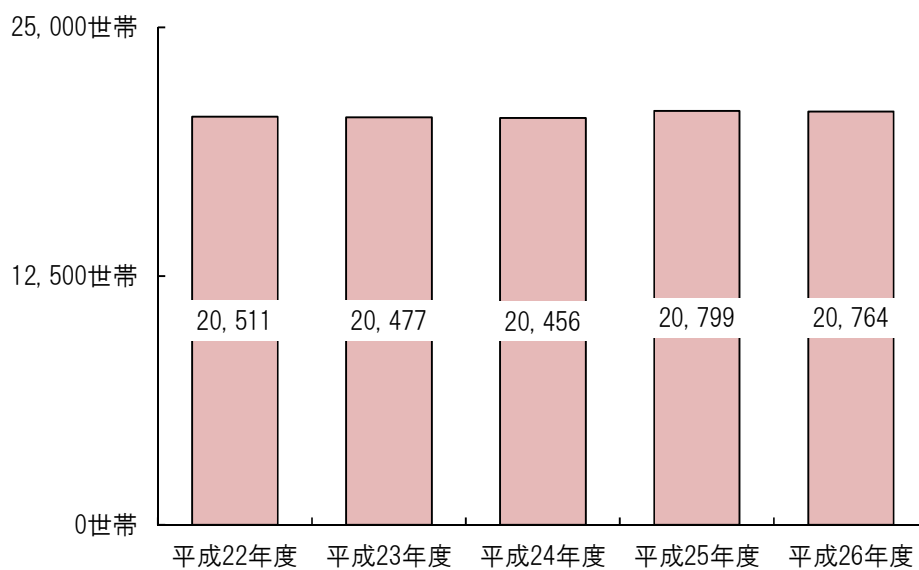
岡谷市の外国人登録の多くは、中国やフィリピン、ブラジルとなっています。

	平成25年度	平成26年度
中国	223人	197人
フィリピン	161人	164人
ブラジル	148人	126人
韓国または朝鮮	106人	104人
インドネシア	31人	33人
米国	8人	8人

資料：住民基本台帳より（各年4月1日現在）

#### 4. 世帯の状況

人口減少に対し、横ばいで推移する世帯数から、単身世帯や核家族化が進んでいることが分かります。



資料：住民基本台帳より（各年4月1日現在）

## 5. 園児・児童・生徒数の状況

岡谷市には公立保育園が14園、私立保育園が2園、幼稚園が4園、小学校が8校、中学校が4校あります。園児・児童・生徒数ともにやや減少傾向にあります。

### 保育園児数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	小口保育園	77人	72人	73人	69人	75人
	今井保育園	62人	70人	66人	59人	49人
	あやめ保育園	128人	138人	126人	123人	126人
	川岸保育園	81人	86人	85人	77人	82人
	夏明保育園	31人	33人	36人	28人	17人
	成田保育園	78人	78人	69人	72人	68人
	みなと保育園	76人	70人	72人	71人	69人
	長地保育園	109人	115人	142人	134人	140人
	若草保育園	53人	51人	47人	44人	33人
	西堀保育園	87人	70人	62人	69人	71人
	東堀保育園	97人	100人	99人	95人	75人
	神明保育園	112人	116人	116人	123人	122人
	横川保育園	77人	66人	79人	79人	87人
	つるみね保育園	38人	41人	40人	36人	35人
私立	ヨゼフ保育園	99人	93人	92人	97人	96人
	ひまわり保育園	68人	68人	71人	71人	71人
総数		1,273人	1,267人	1,275人	1,247人	1,216人

資料：子ども課より（各年5月1日現在）

### 幼稚園児数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
聖母幼稚園	111人	118人	133人	120人	128人
ヤコブ幼稚園	115人	137人	144人	129人	111人
瑞穂幼稚園	42人	36人	25人	18人	21人
岡谷たちばな幼稚園	35人	34人	29人	25人	22人
合計	303人	325人	331人	292人	282人

資料：岡谷市教育要覧、子ども課より（各年5月1日現在）

## 小学校児童数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
岡谷小学校	270人	266人	269人	270人	259人
小井川小学校	408人	389人	395人	384人	361人
田中小学校	223人	221人	239人	241人	240人
湊小学校	143人	144人	138人	137人	133人
川岸小学校	496人	473人	454人	440人	424人
長地小学校	722人	711人	696人	697人	699人
神明小学校	424人	396人	371人	371人	362人
上の原小学校	306人	298人	294人	293人	282人
合計	2,992人	2,898人	2,856人	2,833人	2,760人

資料：岡谷市教育要覧より（各年5月1日現在）

## 中学校生徒数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
岡谷北部中学校	427人	434人	445人	429人	399人
岡谷東部中学校	575人	566人	548人	540人	549人
岡谷西部中学校	320人	326人	312人	308人	292人
岡谷南部中学校	206人	229人	219人	228人	201人
合計	1,528人	1,555人	1,524人	1,505人	1,441人

資料：岡谷市教育要覧より（各年5月1日現在）

## 6. 民生児童委員の状況

委員数は、平成25年12月から1人減員となり、142人で活動しています。

1人あたりが担当する世帯はおおよそ安定しており、現在146世帯となっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
男性	67人	64人	64人	64人	68人
女性	76人	79人	79人	79人	74人
合計	143人	143人	143人	143人	142人
1人あたり担当世帯数	143世帯	143世帯	143世帯	145世帯	146世帯

資料：民生児童委員名簿より（各年4月1日現在）



## 7. ボランティア登録の状況

登録団体・登録人員ともに減少傾向にあります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ボランティア活動登録団体	90団体	89団体	88団体	87団体	81団体
ボランティア活動登録人員	9,026人	9,060人	9,119人	7,502人	7,195人

資料：岡谷市社会福祉協議会ボランティアグループ・団体名簿より（各年4月1日現在）

福祉分野で活動するボランティア団体は、全体の約85%と最も多い状況にあります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉	77団体	76団体	74団体	73団体	70団体
保健	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
教育	5団体	6団体	7団体	7団体	4団体
環境	5団体	5団体	5団体	5団体	5団体
まちづくり	2団体	1団体	1団体	1団体	1団体

資料：岡谷市社会福祉協議会ボランティアグループ・団体名簿より（各年4月1日現在）

## 8. NPO法人の状況

福祉やまちづくりに関連する19のNPO法人が市内で活動しています。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
17団体	18団体	19団体	19団体	19団体

資料：内閣府NPO法人プロポーサルサイトより（各年4月1日現在）

## 9. 高齢者クラブの状況

会員数は減少傾向にありますが、各地区や諏訪湖ハイツなどで活発な活動を展開しています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	22クラブ	19クラブ	20クラブ	20クラブ	20クラブ
会員数	2,019人	1,762人	1,767人	1,723人	1,652人
60歳以上人口	18,981人	19,231人	19,378人	19,501人	19,489人
加入率	10.6%	9.2%	9.1%	8.8%	8.5%

資料：社会福祉協議会、長野県統計情報より（各年4月1日現在）

## 10. 生活保護世帯人数の状況

被保護世帯数、被保護人数ともに、平成24年度をピークに増加傾向にありましたが、平成25年度ではやや減少しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
被保護世帯数	140世帯	171世帯	172世帯	175世帯	169世帯
被保護人数	170人	220人	228人	248人	232人
保護率	3.2%	4.2%	4.4%	4.8%	4.5%

資料：行政報告書より（各年3月31日現在）

## 11. 相談件数の状況

各年ともに高齢者相談、障がい者相談が多く、DV相談も増加傾向にあります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭児童相談	206件	204件	165件	153件	170件
高齢者相談	1,787件	2,088件	2,085件	1,965件	1,668件
（内）DV相談	6件	3件	4件	10件	11件
障がい者相談	1,671件	1,907件	2,026件	1,835件	1,333件
女性相談	49件	57件	45件	33件	45件

資料：行政報告書・福祉行政報告例ほかより（各年3月31日現在）

## 12. 自殺者の状況

各年ともに男性の数が女性の数を上回っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男性	6人	8人	9人	8人	8人
女性	2人	7人	2人	4人	2人
合計	8人	15人	11人	12人	10人

資料：内閣府「自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）」より（各年12月31日現在）

## 市民アンケート調査結果（抜粋）

### ①調査の目的

本調査は、市民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を把握し、平成21年4月に施行された「岡谷市地域福祉計画」を見直すための基礎資料を得るために実施しました。

### ②調査の設計

調査対象	岡谷市在住の方 1,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成25年11月1日～平成25年12月2日

### ③回収結果

発送数	1,000人（100.0%）
有効回収数	420人（42.0%）

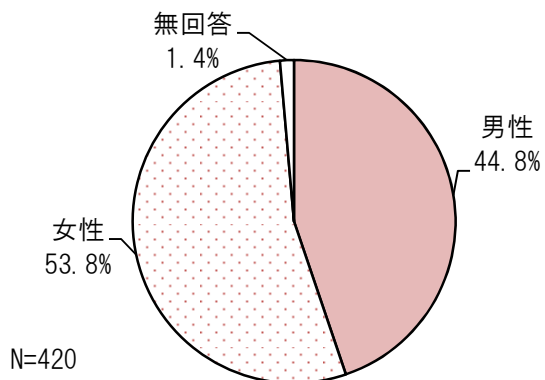
### ④調査結果の見かた

百分比は小数第2位を四捨五入しており、合計が100%にならないことがあります。

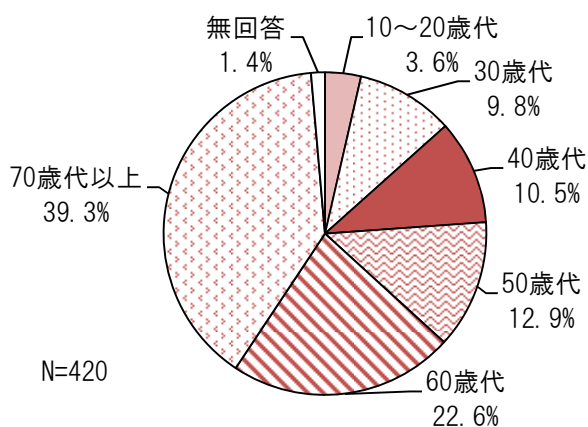
# 1. 対象者の状況

## ① 性別・年齢・家族構成

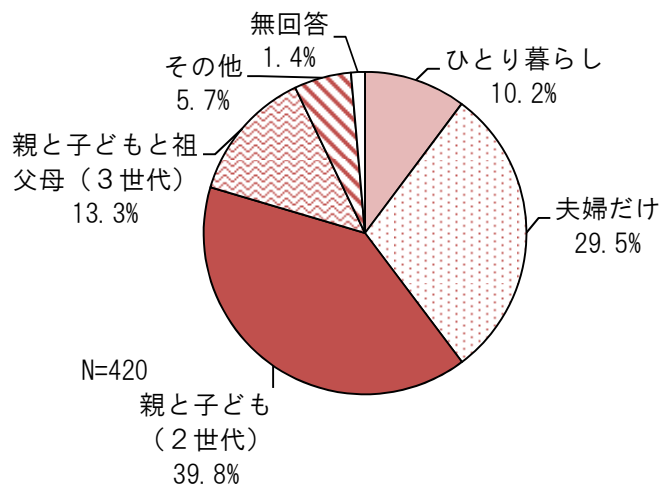
問1 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)



問2 あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)



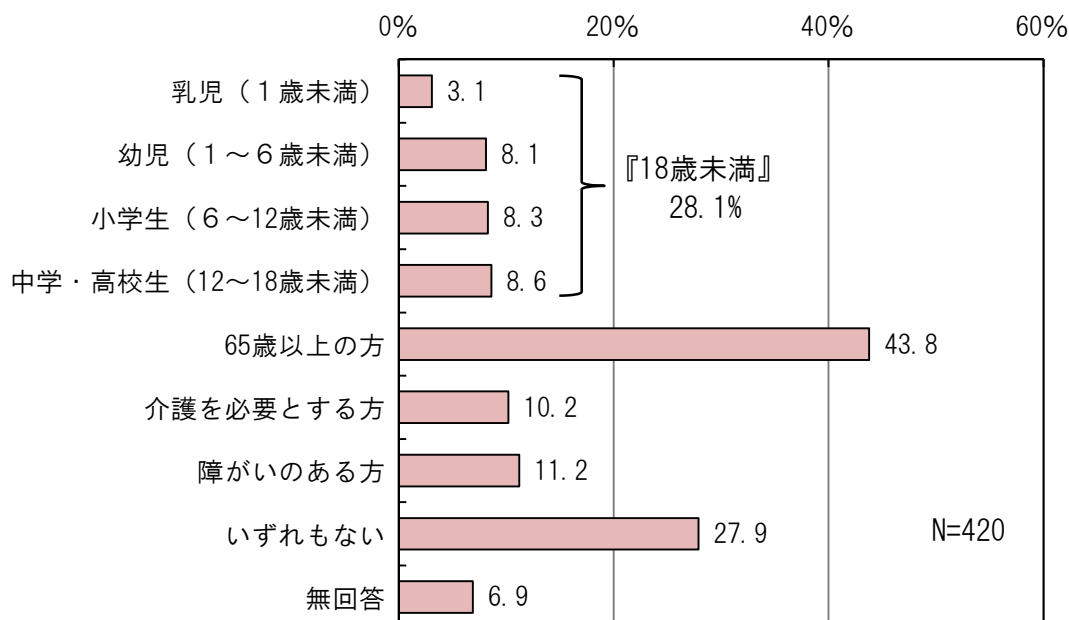
問4 あなたの世帯の家族構成をお答えください。(○は1つ)



## ② 要配慮者（要援護者）

問5 あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような方はいますか。

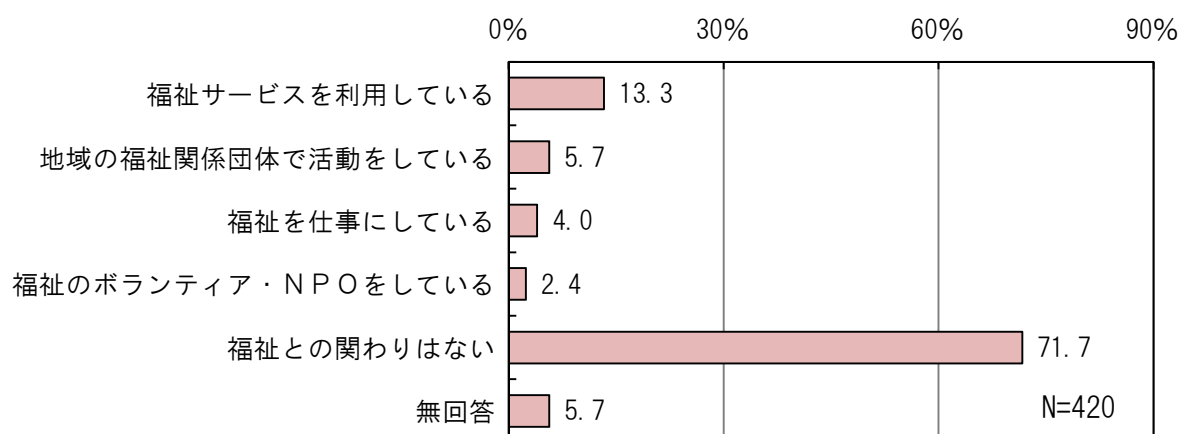
(○はあてはまるものすべて)



家庭内の要配慮者（要援護者）は、「65歳以上の方」が最も多く43.8%、「乳児（1歳未満）」～「中学・高校生（12歳～18歳未満）」を合わせた『18歳未満』は28.1%となっており、半数以上の世帯に要配慮者（要援護者）がいることになります。

## ③ 福祉との関わり

問7 あなたと福祉の関わりをお答えください。(○はあてはまるものすべて)

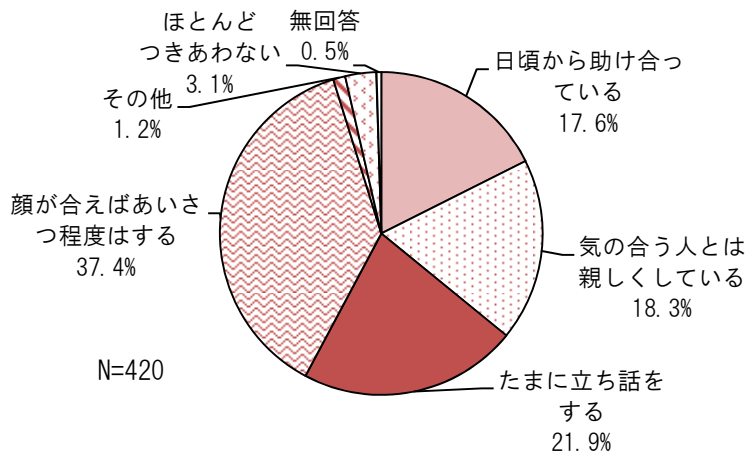


「福祉との関わりはない」が約70%と突出しており、福祉との関わりがある中では、「福祉サービスを利用している」が13.3%となっています。福祉への理解を深めるため、福祉に関わる意識啓発や環境整備を考える必要があります。

## 2. 地域との関わり

### ① 近所づきあい

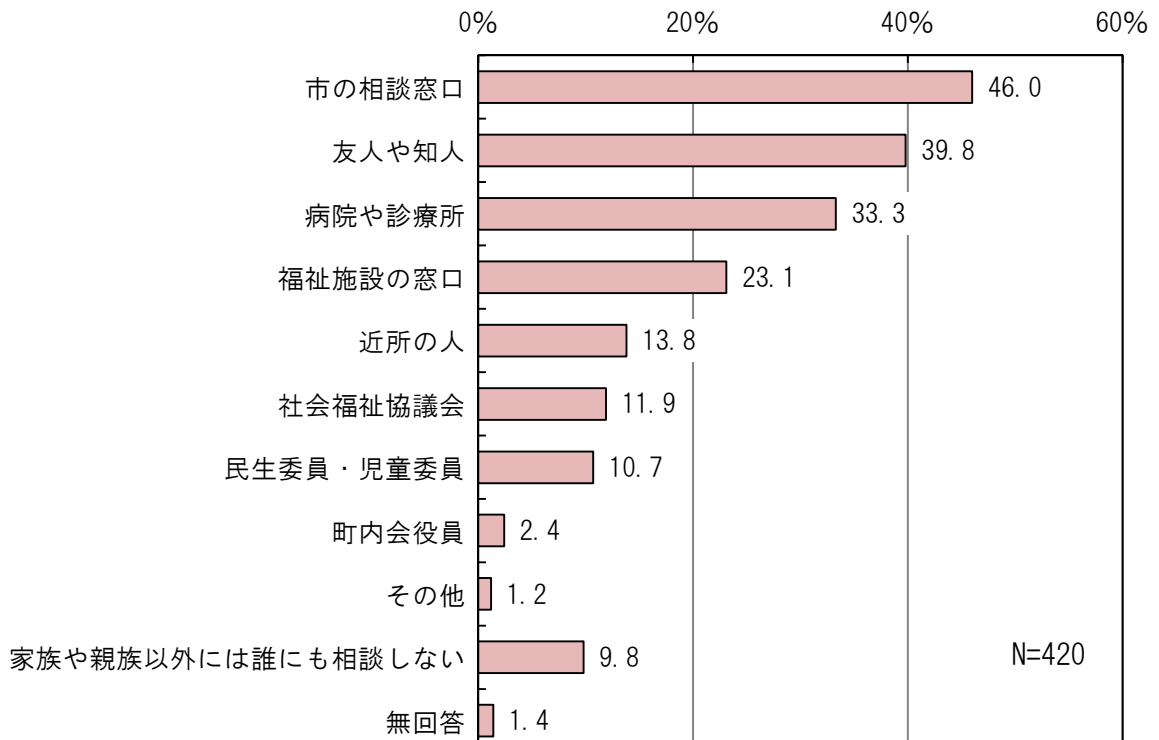
問8 あなたは、普段ご近所の方と、どの程度のおつきあいをしていますか。(〇は1つ)



普段から話ができる以上のつきあいがある方が約58%、あいさつ程度の方が約37%と約95%の方がご近所を意識したつきあいをしています。互助の考え方の確立に向けては、普段からの近所づきあいを捉えた地域づくりを進めていく必要があります。

### ② 困った際の家族や親族以外の相談先

問9 あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親族以外にだれ(どこ)に相談しますか。(〇はあてはまるものすべて)

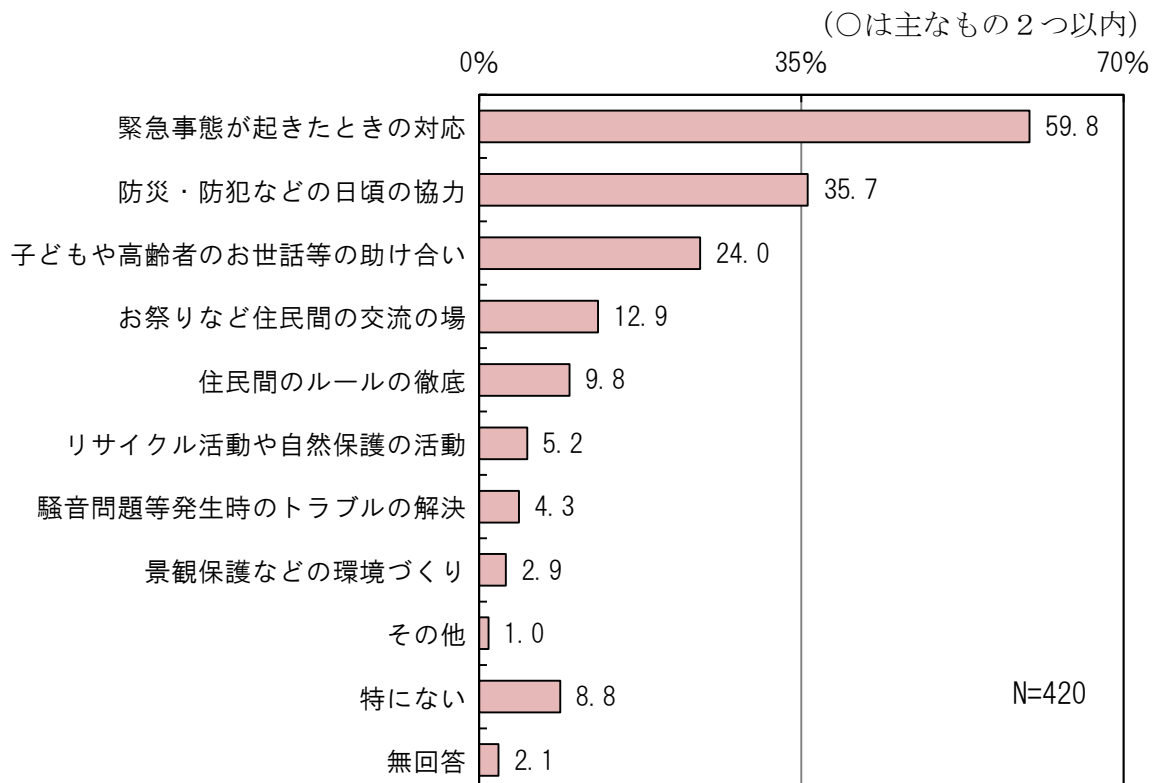


「市の相談窓口」や「友人や知人」で相談を受けるケースが多い一方で、「家族や親族以外にはだれにも相談しない」と答えた方が約10%いるということも無視できません。

行政の窓口をはじめ、どこかに気軽に相談できるような社会形成が求められています。

### ③ 地域社会の役割に期待すること

問10 あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。



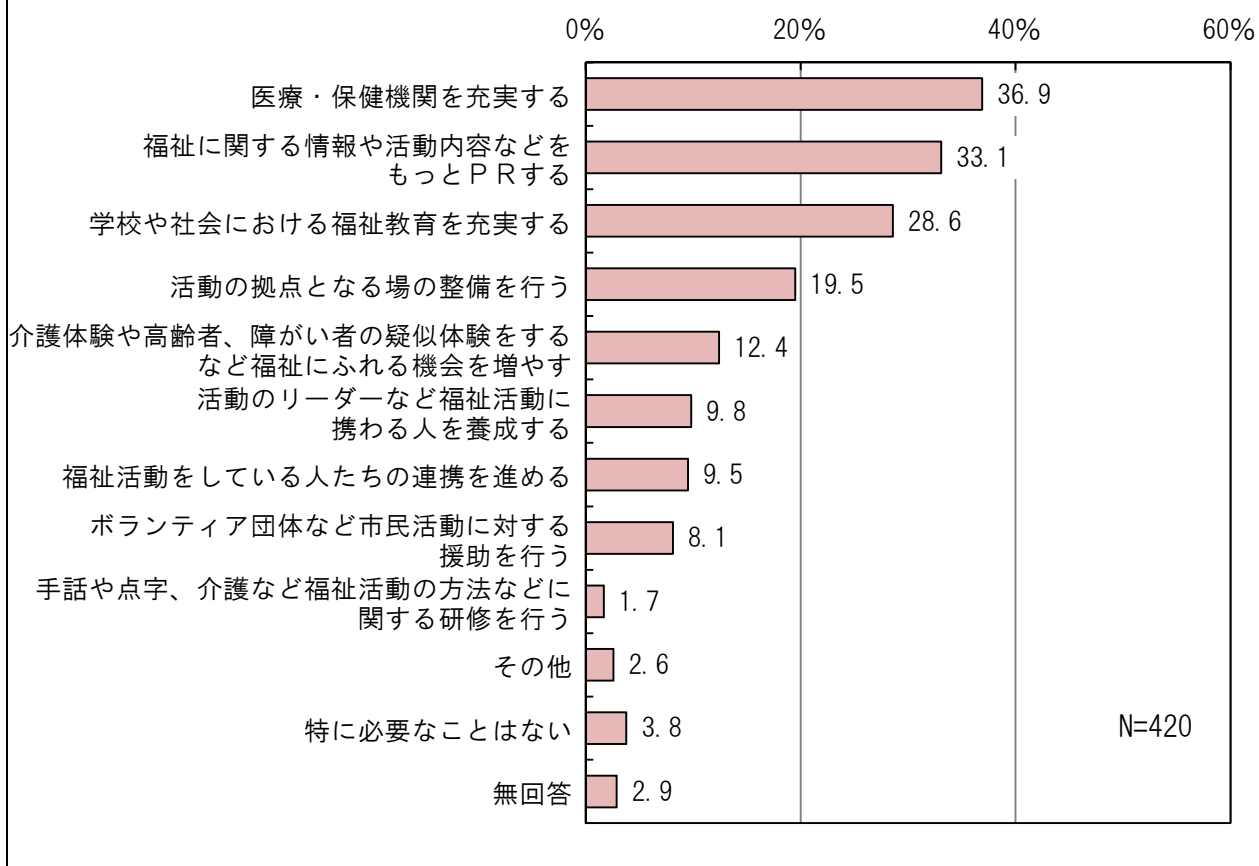
地域社会の役割に期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が最も多く59.8%、次いで、「防災・防犯などの日頃の協力」が35.7%となっています。

いざというときや防災・防犯、助けあいに対する期待が大きく、地域の中の交流、人と人との関わりの重要性を捉えた地域福祉の推進が求められています。

#### ④ 地域の助けあいや福祉活動に必要なこと

問11 地域の助けあいや福祉活動を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は主なもの2つ以内)



「医療・保健機関を充実する」が最も多く36.9%、次いで、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」が33.1%、「学校や社会における福祉教育を充実する」が28.6%となっています。

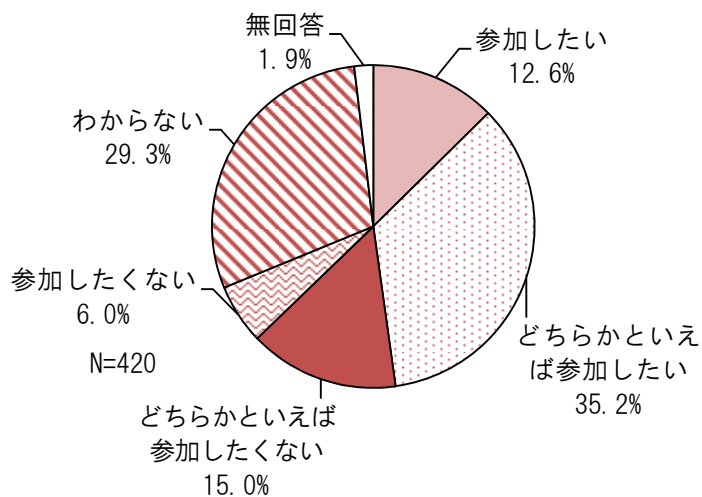
全体的には、サービスの充実に関する項目に集中していますが、福祉情報や活動内容のPRを必要と考える人も多く、広い周知のための工夫が必要となります。



## ⑤ 地域福祉への参加

問12 今後、地域内の福祉を推進する活動への参加について、あなたはどのように思いますか。

(○は1つ)



「どちらかといえば参加したい」が最も多く35.2%となっており、「参加したい」12.6%を合わせた『参加したい』は約半数となっています。

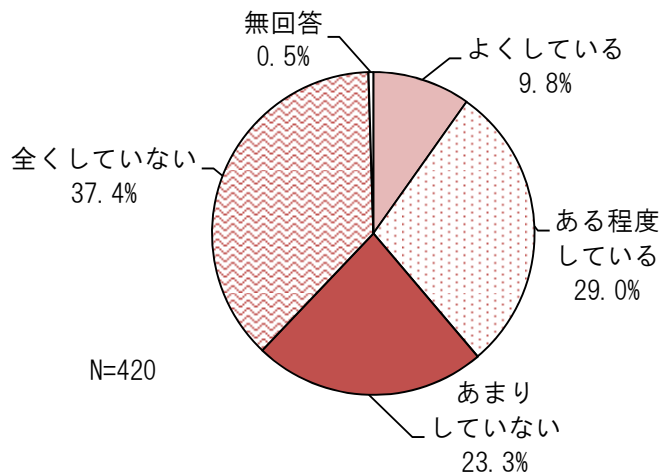
一方、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」を合わせた『参加したくない』は21.0%となっています。

福祉を推進する活動への参加に対する市民の意識は高い反面、「わからない」という方が29.3%いることから、地域福祉についての周知が必要であると考えます

### 3. 地域活動について

#### ① 地域活動への参加

問13 あなたは現在、地域で何らかの地域活動に参加・協力していますか。(〇は1つ)



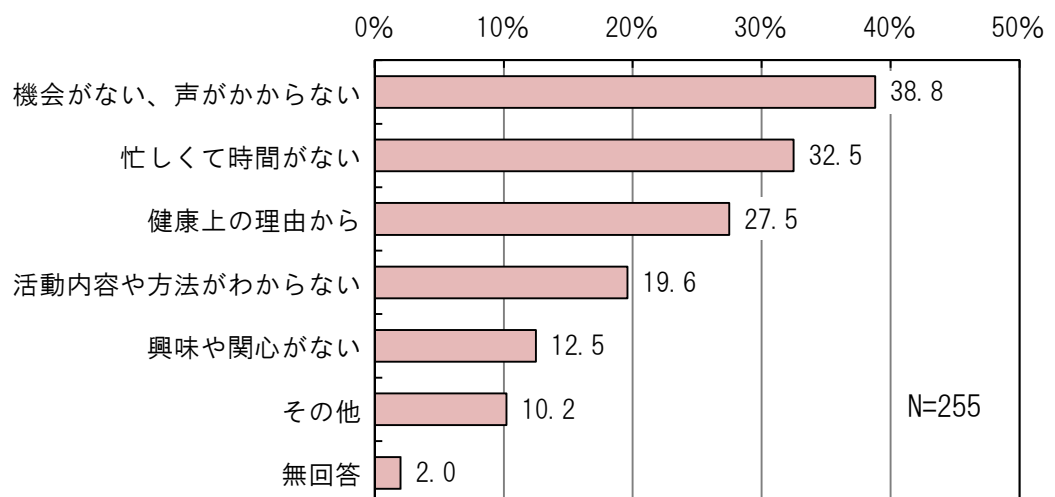
「よくしている」9.8%と「ある程度している」29.0%を合わせた『参加している』が約40%、「あまりしていない」23.3%と「全くしていない」37.4%を合わせた『参加していない』が約60%となっています。

『参加していない』方が大変多く、地域福祉や地域づくりを推進していくうえでの大きな課題として捉えなければなりません。

#### ② 地域活動に参加しない理由

問13 で「3 あまりしていない」、「4 全くしていない」と回答した方に伺います。

問13-2 その理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

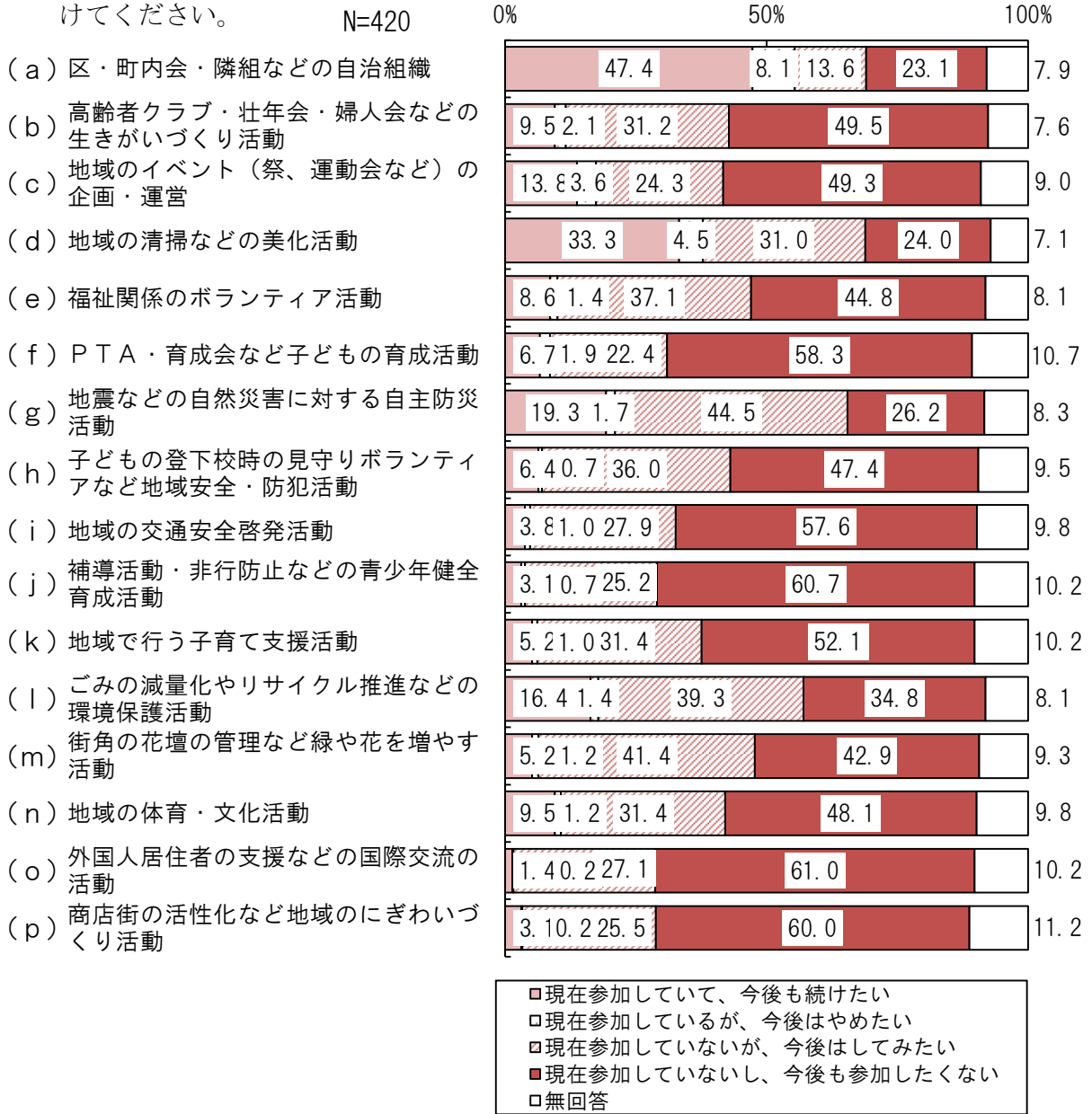


「機会がない、声がかからない」が最も多く38.8%、次いで「忙しくて時間がない」が32.5%となっています。

「機会がない・声がかからない」が多いことから、地域のつながりが希薄になっていることが推察できます。

### ③ 参加している地域活動

問14 あなたは、次に挙げる地域活動に参加していますか。また、今後は参加したいと思いませんか。次の（a）～（p）のそれぞれの状況について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。

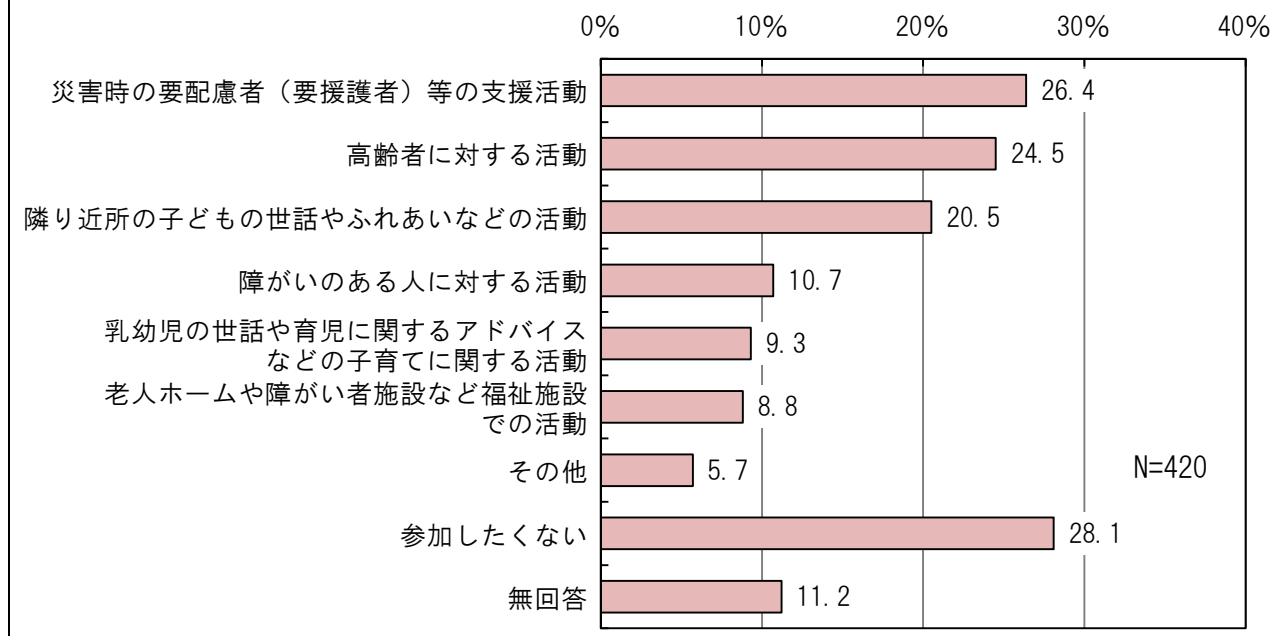


「現在参加していて今後も続けたい」では“(a) 区・町内会・隣組などの自治組織”が47.4%で最も多く、次いで“(d) 地域の清掃などの美化活動”が33.3%となっており、地域に根ざした自治組織等に属しながら、災害や環境美化といった自らの生活に関わる活動に参加したい傾向にあることがわかります。

一方、ほとんどの項目の約半数に「現在参加していないし、今後も参加したくない」という回答がされており、これらの地域活動への住民の理解と協力を得るための方策を検討する必要があります。

#### ④ 今後参加したいボランティア活動

問15 地域活動を含め、今後、次のような福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)



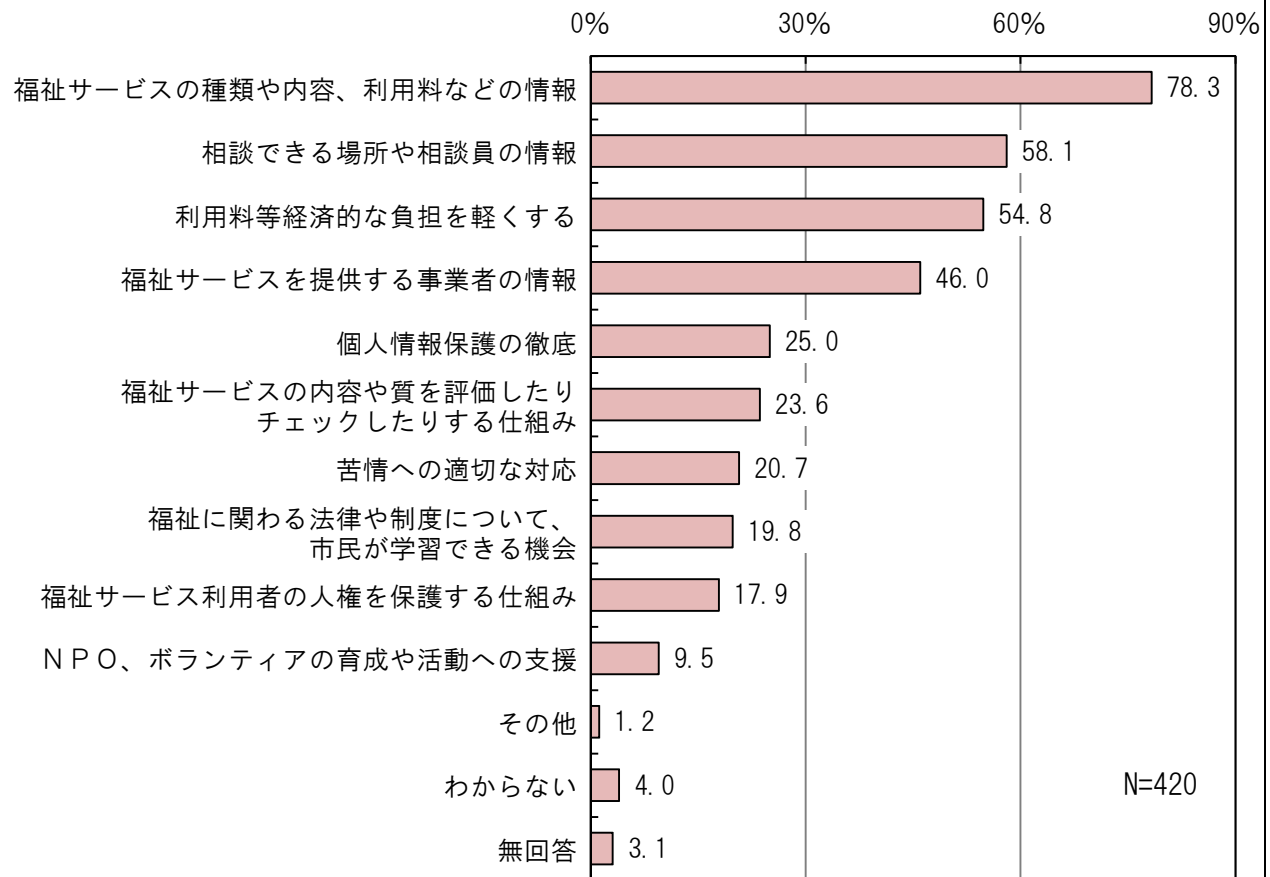
「災害時の要配慮者（要援護者）等の支援活動」が最も多く26.4%、次いで「高齢者に対する活動（食事の支度、散歩の付き添い、話し相手など）」が24.5%、「隣り近所の子どもの世話やふれあいなどの活動」が20.5%となっています。

福祉に関するボランティア活動では、「災害」をキーワードに関心が高いことがわかります。

## 4. 福祉サービスについて

### ① 福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

問17 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)



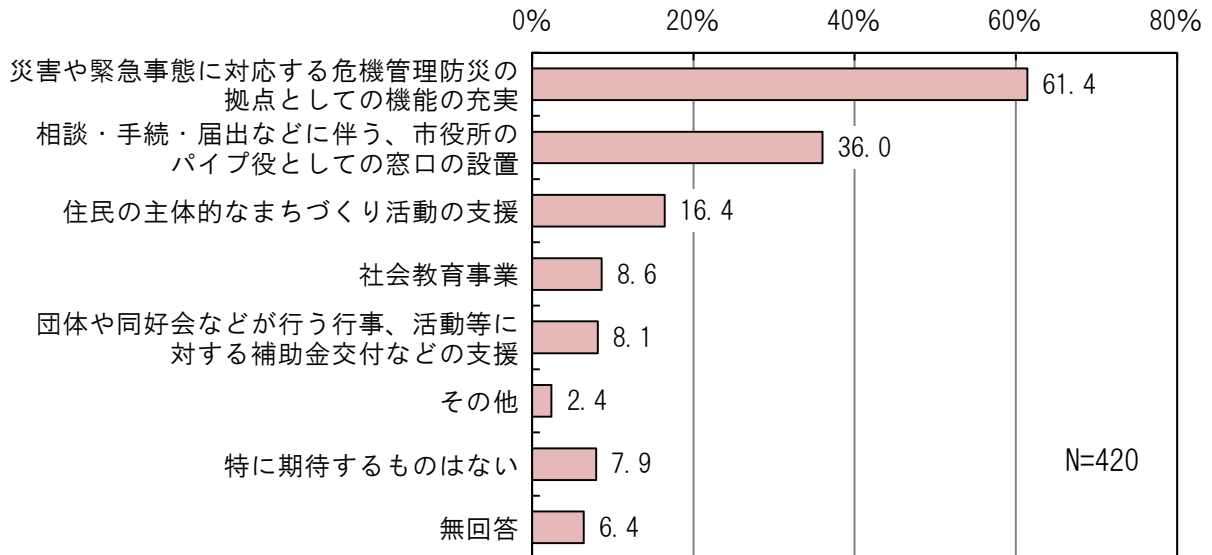
「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が最も多く78.3%、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が58.1%、「利用料等経済的な負担を軽くする」が54.8%となっています。

情報に関する項目に高い割合が示されており、情報提供の充実が重要となっています。

## 5. 地域サポートセンターについて

### ① 地域サポートセンターに期待する機能

問19 あなたは、地域サポートセンターを今後一層充実させていく機能として、どのようなことを期待しますか。(〇は主なもの2つ以内)



「災害や緊急事態に対応する危機管理防災の拠点としての機能の充実」が最も多く61.4%、次いで「相談・手続・届出などに伴う、市役所とのパイプ役としての窓口の設置」が36.0%、「住民の主体的なまちづくり活動の支援（住民団体への指導助言など）」が16.4%となっています。

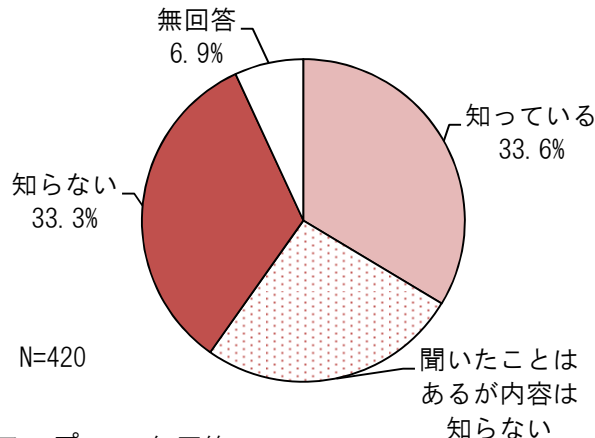
地域活動やボランティア活動等と同様に「災害」に関する項目で高い割合を示しています。また、市役所とのパイプ役となる窓口としての役割も期待されており、緊急時だけでなく日常においても、地域の中心となることが期待されています。

## 6. 地域防災について

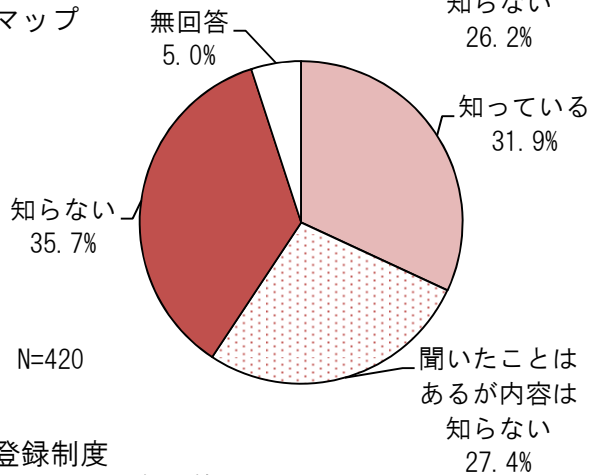
### ① 地域防災に関する取り組みを知っているか

問20 あなたは、次に挙げる地域防災に関する取り組みについて知っていますか。次の(a)～(c)のそれぞれについて、1～3のいずれか1つに○をつけてください。

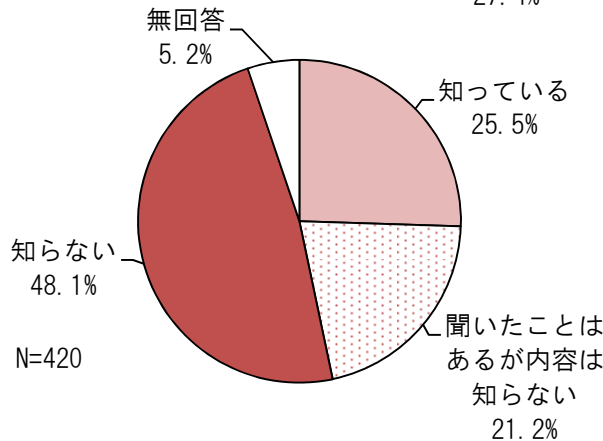
(a) 自主防災組織



(b) 災害時支えあいマップ



(c) 災害時要援護者登録制度



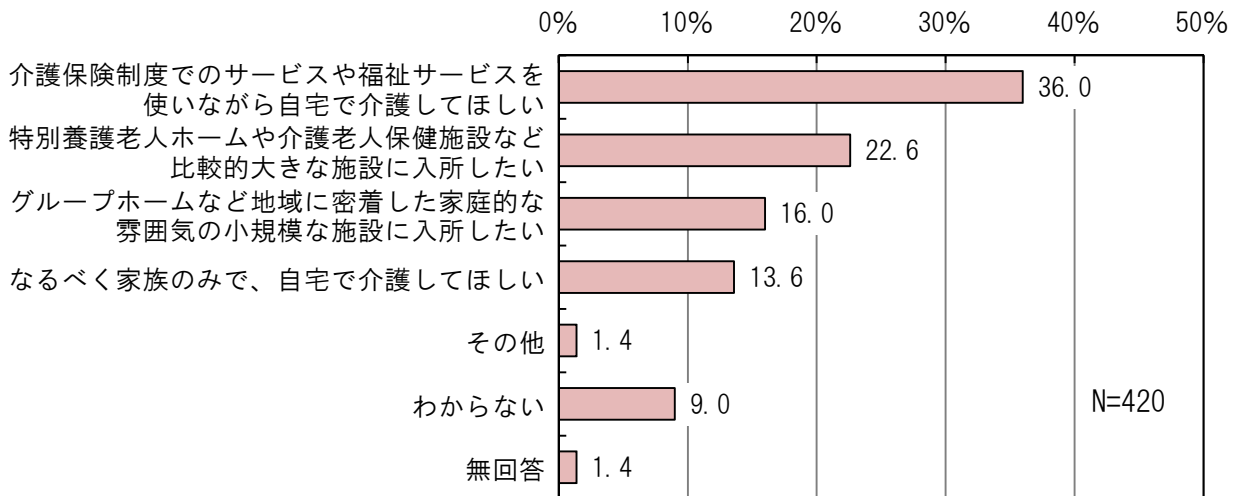
自主防災組織と災害時支えあいマップを「知らない」が約3人に1人、災害時要援護者登録制度においては、約半数が「知らない」となっています。

日常に根差したり、手に取りやすい自主防災組織や災害時支えあいマップの認知は高い一方、災害時要援護者登録といった制度的なものの認知が低く、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを進めるにおいて、その周知に工夫した対応が必要となります。

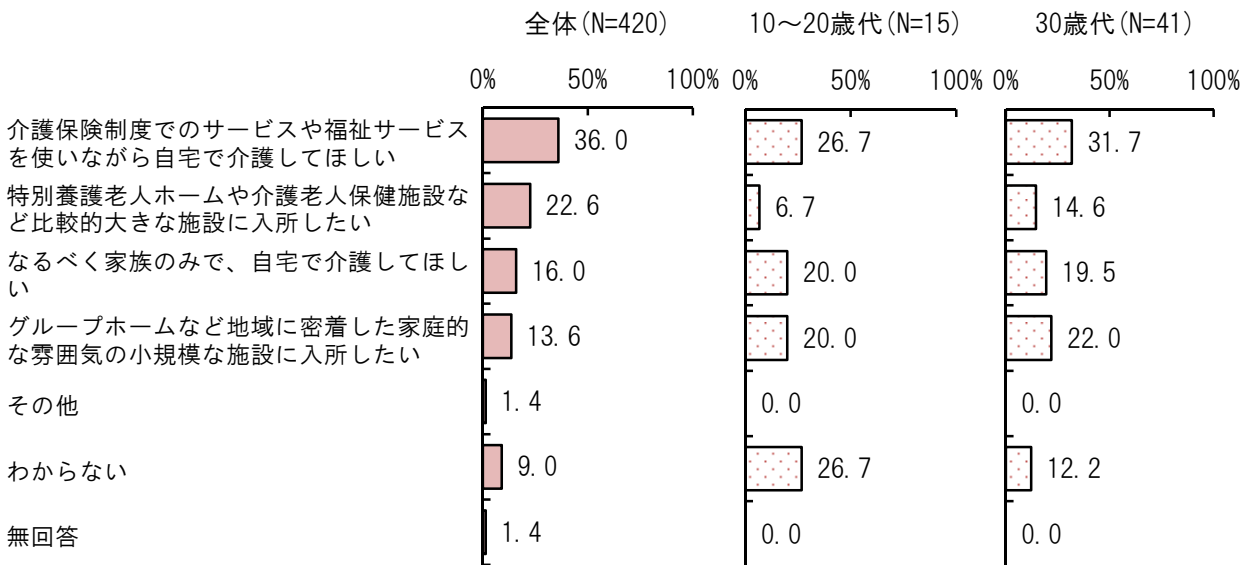
## 7. 高齢社会について

### ① 自分の望む介護

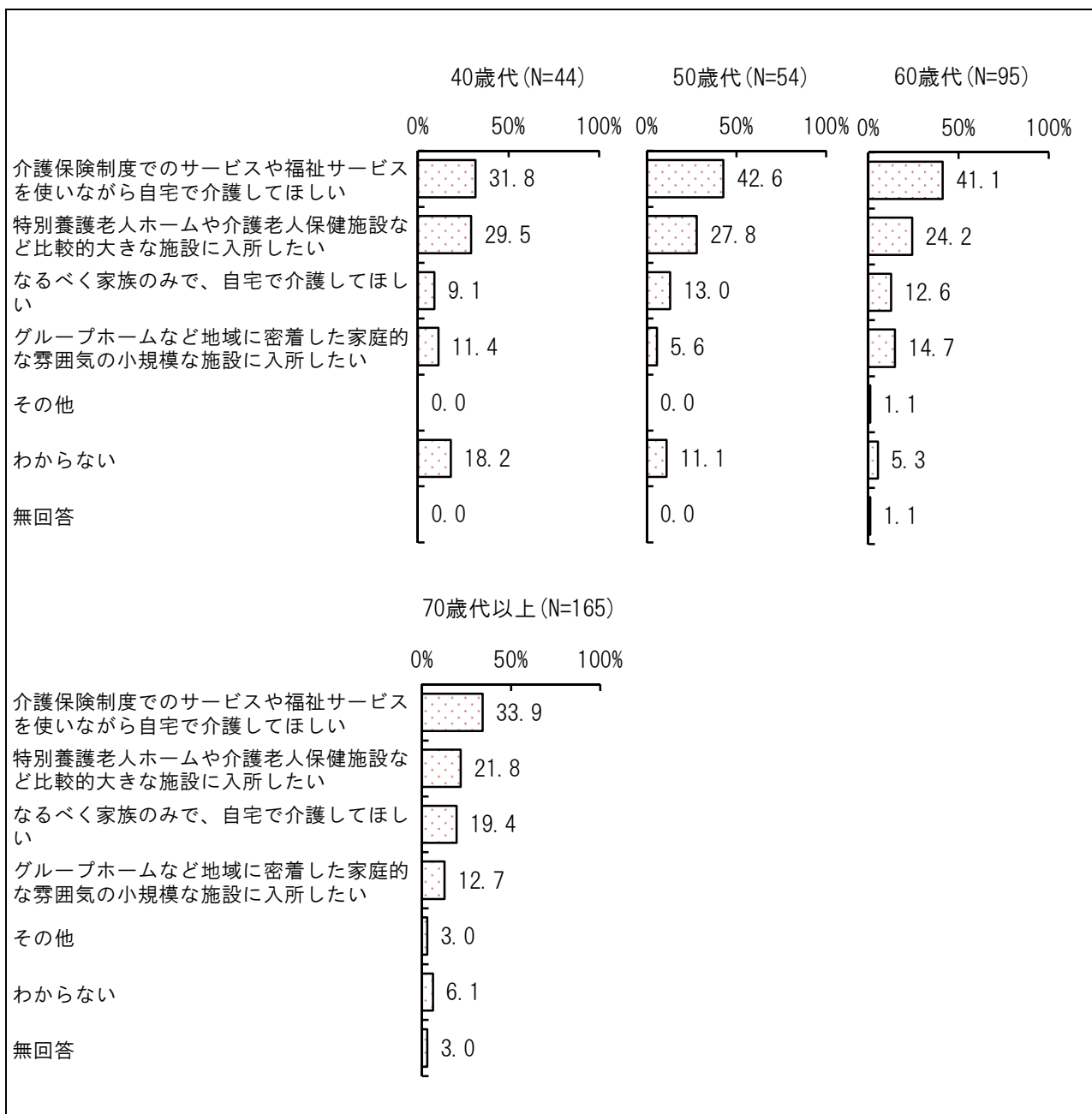
問22 あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。(○は1つ)



#### 【年齢別】







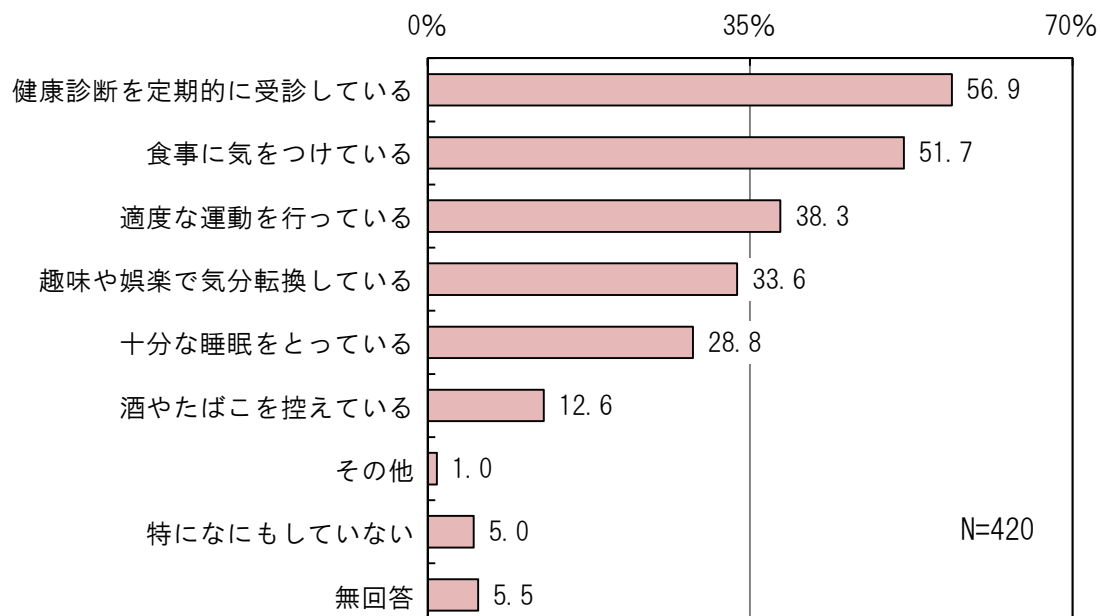
自分の望む介護は、「介護保険制度でのサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい」が最も多く36.0%、次いで「特別養護老人ホームや介護老人保健施設など比較的大きな施設に入所したい」が22.6%となっています。また、「なるべく家族のみで、自宅で介護してほしい」と「介護保険制度でのサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい」を合わせた『自宅で介護してほしい』は52.0%と半数を超えています。

年齢別にみると、50歳代で「介護保険制度でのサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい」が42.6%と他の年代と比べて最も高くなっています。また、10～20歳代では、まだ実感が湧かないためか、「わからない」が26.7%となっています。

自宅介護を望む割合は高い一方で、施設入所やグループホームの利用により、家族に迷惑をかけずに暮らしたいという思いも推察されます。

## ② 健康で活動的に暮らすために気をつけていること

問25 あなたは、いつまでも健康で活動的に暮らすため、日常生活の中で行動したり、気をつけていることはありますか。(〇は主なもの3つ以内)



「健康診断を定期的に受診している」が最も多く56.9%、次いで「食事に気をつけている」が51.7%となっています。

多くの方が、健康に対する何らかの意識をもって生活しているといえます。

## ■各種団体、アンケート等からの意見・要望

### 地域コミュニティ

- ひとり暮らしの高齢者や病弱の高齢世帯のごみ出しや雪かきは、隣組の対応が一番だと思うが、実際はどこがどういった対応をするのか不明確である。
- 近年、区へ加入しない人が多いが、同じ地域に住んでいれば、支えあいや助けあいの場面もあるので、区への加入に理解を深めてもらいたい。
- 人と人との関係が薄れる中ですが、地域で行う講演会、勉強会、各種行事などに多くの地域の方々が参加し、そこから人のつながりをつくってほしい。

### 地域サポートセンター

- 各地区の活動について、区民のために役立ち、組織の簡素化や、事業の一本化ができていかなど、本当の意味での活動ができていないのか疑問である。
- サポートセンター充実と福祉関係についての周知が必要ではないか。
- 近所を見ても高齢者世帯が多い中、さらに増える高齢者への不安もあり今後の対策が必要である。民生児童委員さんの活躍をはじめ行政のバックアップ、地域サポートセンターの充実に期待している。

### 福祉サービス

- 福祉サービスは分かりにくく手間の掛かることも多いので、市の相談窓口などの積極的なアドバイスを求めます。
- 行政の相談窓口は充実してきているが、相談先と違う部署へ話に移る場合などの、部署間のつながりや連携をしっかりと行ってほしい。
- 障がい者や認知症の方の金銭管理をはじめとする適切な福祉サービス利用ができるよう、市町村における権利擁護センターの設置を考えてもらいたい。
- 一人暮らしで不安は多いですが、将来は行政のお世話になるしかないと思っています。現在、元気な人が、ボランティア貯金（ポイント）をして、自分が助けてほしいときに、それを利用するような制度はできないか。
- 福祉活動は、組織的に決まったことが各地域におりてきて、住民は、言われたから仕方なく活動していると感じることがある。もっと説明して理解してもらいながら、住民の負担にならないように進めてほしいです。
- 子育てや介護などに携わる若い人たちが、仕事を続けられる福祉社会の充実に望みます。
- 限られた予算の中でも、福祉サービスは、できる限り充実して欲しい。

## 高齢者福祉（介護保険）

- 超高齢化社会の対応として、高齢者が意欲的に生活を楽しめる場が必要と思われます。
- ひとり暮らしの高齢者が、地域の行事にも参加しない孤立が心配されます。当事者が地域の行事に参加して、近くの方が声を掛け合う雰囲気をつくるのが大切だと思う。
- 要介護にならないための要支援者に対する福祉、要支援にならないための自立している高齢者に対する地域活動の参加促進など、高齢になっても健康で元気でいられる地域づくりが必要だと思います。
- 超高齢化社会になれば、介護保険料の負担は増えます。介護保険に頼らず、低料金でサービスを受けられるような福祉サービスの充実を願います。
- 介護保険施設等は、必要なときにすぐ利用できるよう十分な施設整備を望みます。また、有料老人施設は費用が掛かるので、安心して療養できる施設を増やしてほしいです。
- 介護する家族に介護保険料が使えるなど、在宅介護の制度充実を願います。
- 家で人生を閉じる高齢者が増えると思います。
- 介護施設の職員は、長時間低い賃金で勤め、入替えも多いと聞きます。福祉サービスを受ける側だけでなく、支え働く側への支援も考える必要があると思います。

## 障がい者福祉

- 就労の確保や日中活動など社会参加に向ける支援の充実を考えてほしいが、そこにつながる交通施策などの充実も合わせて行ってほしい。
- 障がいを持つ子どもたちの将来について、活躍できる場や施設などの暮らしていける場所がもっとたくさん必要です。企業では、ほんのわずかのしか活躍できていません。障がいを持つ子どもたちへの支援をお願いします。
- 障がい者への目をもっと向けてもらいたいです。特に、諏訪圏域は、他の広域に比べて遅れていると思われます。

## 児童福祉・子育て支援

- 岡谷市もこれからの高齢化社会を避けられません。その一方で、子育て支援を今以上に充実して、子どもと高齢者の関わりを多くしてほしい。
- 高齢社会も重要課題ですが、それを支える若年層への結婚、子育て、転職などのケアがより懸念されます。若者、子育て世代が必要とする政策をもっと進めて欲しい。
- 問題を抱えたり、問題を起こしてしまう子どもたちを切捨てるのではなく、更生を支援する機関があればと思う。高校では、退学という切捨てが現状ですが、そんな子どもが社会の一員として生活できるようにしたい。

## 健康の保持増進

○食事（食べた物）で人間の体はできていることを、もっと若い頃から全ての人に、食の大切さを（食育）伝えて下さい。アレルギーの子が多いと聞きますが、これも食事です。寝たきりの人が一人でも少なくなることを考えてください。

## 災害対応（避難行動要支援者支援）

- 避難行動要支援者への支援体制づくりの今後の推進を強めてほしい。
- 避難支援の体制づくりについて、日中独居の方も多いことから、地域にある企業や工場、店舗、施設などとの連携や強化を深める必要がある。地域防災は地域コミュニティに限らず、その地域の資源とつながる必要がある。
- 災害の対応において、市・区・消防・警察等の縦の組織はあるが、横のつながりが少ないと思う。災害発生時に、近所・隣組・町内間で何らかの情報が早く敏速に把握できるように日常での構築をしておきたい。
- 避難行動要支援者といっても身体状況も支援方法もそれぞれ違うが、各区の避難訓練で、実際の対象者をモデルケース的に取り入れた訓練を実施してほしい。
- 互助は分かるが、老々援助となる地域が多く、支援体制も現実有効となるものか不安。

## 病院・医療費

○福祉医療で医療費が戻るのはありがたいですが、手元にあまりお金がないときは、病院に行かない現実があります。窓口無料化はできないものでしょうか。（母子家庭）

## 福祉の文化の創造（福祉教育の推進）

- 幼少期から福祉への関心を持ち知ること、福祉に対する他人事な感覚や消極的な気持ちは減ると思うので、小・中学校での福祉教育を大切にしてほしいと思います。
- 20代にとって福祉について考える機会は少なく、日常的に実感も湧かないことであるが、全く関係のないことではないので、もっと知識を深める機会があればと思う。

## 社会参加の促進

- 地区では、昼食会や配食会、敬老会等が開催され、高齢者が参加する多くの機会があり嬉しく思うが、出席者はほとんど変わらないので多くの人の参加に努めてもらいたい。
- 手帳の等級に関わらず、障がいのために運転免許の取得できない者に対し福祉タクシーを利用させていただきたいと熱望しております。
- 他の地域にはない、福祉タクシー制度はとても素晴らしいと思います。

## 情報提供

- 福祉用語やその内容については、具体的に知らないことが多いので、わかりやすく提示したり、身近に感じられる行政であってほしいと願います。
- 市民が申請して受け取れる物や減税、福祉サービスなどについては不親切なものが多い気がします。市民が受けられるサービスなどへの情報提供のあり方を考えてほしい。
- 岡谷市福祉行政の事業内容がよく解らないため、細かく知ることができれば、この先の不安が、安心に変わることができ嬉しく思います。
- 福祉サービスについて、困った時に、どんな福祉サービスがあるのか。どこへ相談すれば良いのか冊子等で教えてもらえないか。
- 家族を介護する立場になったときの介護方法や福祉サービス内容、困ったときの相談先などについての不安がある。福祉に関するガイドブックなどの冊子については、高齢者などの該当者のみでなく、見る側にも配布してほしい。

## その他

- 収入の少ない者は、現状では完全なサービスが受けられない。老々介護が増える中、働かないと生活できない高齢者が増え、生活保護を受ける人も増えてしまう。福祉だけではなく、行政の抜本的な改革が必要である。
- 岡谷市は住民本位にやっていますが、産業の海外流出により雇用が減り、福祉財源が不足しているのではないのでしょうか。少子高齢化の一方で、若者に仕事がないでは福祉原資が不足するので、産業活性化とタイアップしたより良いサービスの充実を希望します。
- 上から機構をつくるのではなく、市民の声からつくっていかないといけないと思う。子どもから大人までが活動できる場の後押しをしてもらいたいです。
- このアンケートを通じて、福祉行政に対し、市民として知らないことが多いことを知り、考える良い機会となりました。機会があれば、できることから少しずつでも、地域に貢献できればと思っています。

平成25～26年度 岡谷市の福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 7 月 30 日	平成 25 年度第 1 回岡谷市地域福祉支援会議 第 1 回地域福祉計画部会・第 1 回岡谷市高齢者福祉計画部会 第 1 回障がい者福祉計画部会・第 1 回児童育成計画部会
10 月 24 日	第 2 回障がい者福祉計画部会
12 月 2 日	市民アンケート調査回収（発送 11 月 1 日） 1 地域福祉計画関係 420 人／1,000 人（42.0%） 2 高齢者福祉計画関係 609 人／1,000 人（60.9%） 3 障がい者福祉計画関係 345 人／800 人（43.1%）
平成 26 年 3 月 18 日	第 2 回岡谷市地域福祉支援会議 第 2 回地域福祉計画部会・第 2 回岡谷市高齢者福祉計画部会 第 3 回障がい者福祉計画部会・第 2 回児童育成計画部会 （児童関連計画の岡谷市子ども・子育て支援審議会への委任を了承）
7 月 4 日	平成 26 年度第 1 回岡谷市地域福祉支援会議 委員 22 名委嘱 第 1 回地域福祉計画部会・第 1 回岡谷市高齢者福祉計画部会 第 1 回障がい者福祉計画部会
7 月 28 日	第 2 回障がい者福祉計画部会
8 月 4 日	第 3 回障がい者福祉計画部会
10 月 31 日	第 2 回地域福祉計画部会
12 月 8 日	第 3 回地域福祉計画部会
12 月 11 日	第 2 回高齢者福祉計画部会・第 4 回障がい者福祉計画部会
12 月 16 日	第 2 回岡谷市地域福祉支援会議（素案検討） 第 3 回高齢者福祉計画部会・第 5 回障がい者福祉計画部会
12 月 16 日	パブリックコメント（～1 月 9 日）
平成 27 年 1 月 8 日	第 6 回障がい者福祉計画部会
1 月 15 日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕（素案検討）
1 月 19 日	第 3 回岡谷市地域福祉支援会議（市長へ計画案・要望書提出）
2 月 10・13 日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕（計画決定）
3 月 5 日	岡谷市議会社会委員会へ報告

## 岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿 (22名)

(敬称略・順不同)

(任期 平成26年7月4日～平成28年7月3日)

会 長 横 内 良 一

副会長 高 野 昭 子

### 1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 18名

氏 名	所 属 団 体 等	部 会
牛 山 素 吉	岡谷市区長会 副会長 (小尾口区長)	障がい者・地域
横 内 良 一	岡谷市社会福祉協議会 会長	高齢者・地域
山 岡 弘 幸	岡谷市地区社会福祉協議会会長会 会長	障がい者・地域
高 野 昭 子	岡谷市民生児童委員協議会 副会長	高齢者・地域
鮎 澤 昭 吉	岡谷市高齢者クラブ連合会 会長	高齢者・地域
花 岡 秋 美	岡谷市連合婦人会 副会長	高齢者
伊 藤 和 好	岡谷市連合壮年会 顧問	高齢者
山 田 雄 三	岡谷市医師会 副会長	高齢者
林 潤太郎	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部 担当理事	障がい者
鮎 澤 きよみ	岡谷市保健委員連合会 会長	高齢者
川 口 弘 志	岡谷BBS会 副会長	障がい者
竹 松 正 光	岡谷市手をつなぐ親の会 副会長	障がい者
古 川 ますみ	岡谷市身体障害者福祉協会 会計	障がい者
松 浦 盛 明	ひだまりの家 所長	障がい者
林 英 作	岡谷商工会議所青年部 総務委員長	障がい者
鈴 木 多 畿	おかやボランティア連絡協議会 副会長	障がい者
笠 原 亥一郎	諏訪広域連合介護保険委員会 委員	高齢者・地域
金 原 満 子		高齢者

### 2 識見を有する者 3名

平 山 二 郎	岡谷市病院事業管理者 (岡谷市民病院 院長)	高齢者・地域
井 口 光 世	医療法人研成会 理事長	高齢者・地域
中 村 修	エコファおかや 事業所長	障がい者・地域

### 3 一般公募 1名

笠 原 重 一	一般公募	高齢者・地域
---------	------	--------

高 齢 者：高齢者福祉計画部会  
障がい者：障がい者福祉計画部会  
地 域：地域福祉計画部会



# 岡谷市地域福祉支援会議設置要綱

平成18年3月28日

／市／教育委員会／告示第2号

## (設置)

第1条 広く市民から地域福祉及び保健福祉に関する意見、提言を聴取し、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らせる福祉都市の実現を図るため、岡谷市地域福祉支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 支援会議は、次の事項について意見、提言を行う。

- (1) 岡谷市障がい者福祉計画及び岡谷市障がい福祉計画の策定、点検、評価等
- (2) 岡谷市高齢者福祉計画の策定、点検、評価等
- (3) 岡谷市児童育成計画の策定、点検、評価等
- (4) 岡谷市地域福祉計画の策定、点検、評価等
- (5) 市における介護保険の点検、評価等
- (6) 岡谷市地域包括支援センターの運営に関する事項
- (7) 地域福祉及び保健福祉の施策に関する事項

(平成18市教委告示3・平成19／告示2／教委告示2／・平成21／告示1／教委告示1／・一部改正)

## (組織)

第3条 支援会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療の関係団体の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般公募者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 支援会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 支援会議は、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項の目的を達成するために部会を設置する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部員の互選により定める。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課が行う。

(平成20/告示1/教委告示1/・平成23/告示1/教委告示1/・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年市教委告示第3号)

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年/告示第2号/教委告示第2号/)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年/告示第1号/教委告示第1号/)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 第 3 次岡谷市地域福祉計画

---

■発行日／平成 27 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編 集／岡谷市健康福祉部社会福祉課

---